

公平な税制を考える 一分裂と憎しみの狭間で。パナマ文書を含めて一

愛知大学大学院車道校舎。平成 28 年 11 月 19 日講演
税理士 松井吉三（よしみつ）

はじめに

資本主義の発展に伴う格差の拡大は中間階級を分裂、没落させる。多くの市民に、富裕層ばかりでなく、既存のエスタブリッシュメントに対する憎しみを増幅させる。人々は憎しみと分裂の狭間で、この先が見えない不満を抱えているのだが、この矛先がリベラルに向かうのは、イギリスの EU 離脱の国民投票、トランプの大統領選のトランプ氏の勝利、わが国における安倍政権支配、とで似ていると言えよう。

いずれも、根っこに格差の拡大があるものと考えられる。わが国の格差の状況はどのようなのであろうか？格差を是正する再分配政策は機能しているだろうか？筆者は、過去に 2000 年初頭までについて、格差が拡大している状況、また、政府による再分配システムが機能していないことを政府統計に基づいて検証したことがある¹。今回は、大企業や富裕層の税逃れの観点を交えて、且つ、実証分析の対象を最近年にまで延長することにより、戦後 70 年間の税財政の再分配を総括することを目指している。公平な税制のあり方を考えるヒントになるものと確信している。

結論を先取りすれば、最近 10 年は税制の転換点の時代である。所得の格差の拡大が続いており、税財政については、格差の拡大を著しく拡大しているという意味で、悪魔にとりつかれているかのようなのである。多国籍企業や富裕者は税金を払わず、そのつけが低、中所得層に回っている。加えて、社会保障は機能していないどころか、二次的な所得税になりつつある。したがって、戦後 70 年間のスパンで見ても、格差の拡大傾向と税財政の再分配機能の縮小が見られるということである。

わが国でも、政府がタックスヘイブンの利用による税逃れを止めるばかりか、却って支援しようとしている。資本主義の勝者がいいように政府を利用しているのである。税が格差を拡げているのである²。

はじめに、本報告の立脚点を明示するために、タックスヘイブンを利用するまでに至る資本主義における税の歴史を概観しておこう。

I 資本主義の発達から見た租税制度の発達

複雑な税制は、資本主義的生産の発展法則に規定される上部構造である。上部構造である国家の歴史的な本質と密接にかかわっている。遠藤三郎愛知大学名誉教授（以下遠藤三郎）の類型把握を基礎に、若干変更を加えて、租税の歴史をおおまかに見ると、次のような類型の変化を辿ってきた。

¹松井吉三「少子高齢化の税財政のあり方ー消費税増税しか打つ手はないのかー」（日本財政学会編『少子高齢化の財政と法』日本財政学会、2016 年 10 月）79-93 ページ。本報告は同学会スピーチに大幅な加筆、修正を施したものである。

² 同様な問題意識の文献として、浦野広司『税が拡げる格差と貧困 日本版タックスヘイブン VS 庶民大增税』あけび書房、2016 年がある。同書では、受取配当金の益金不算入の廃止、等の是正を行った場合の増収額が 26 兆 8004 億円に上るとする資料（不公平な税制をただす会『福祉と税金』2015 年 5 月 30 日）が紹介されている。

1 資本主義の初期段階

所得の未発達から、戦費財源を身分や財産に応じて負担する財産税（イギリスにおけるマンスリー・アセスメント）、ほぼ時を同じくして、多種多様な間接消費税ができる。遠藤三郎によると「比例税あるいは逆進的な税を組み合わせた税制³」である。

2 資本主義の発展によって、所得税が導入。

イギリスにおける 1799 年の「所得税・財産税」。1803 年の同税のアディングトンによる分類所得税への変更。1860 年代中頃の南北戦争（Civil War）の公債を返済するための所得税の創設を含むアメリカ歳入法の一連の改正⁴。

3 所得課税の発達

法人企業が経済活動の中心。所得の多様化が進むと、所得税、法人所得税を中心とする所得課税が発達、一方で、所得分配の不公平を是正する累進課税の要素を含む社会政策的課税が新たに加わる。

4 法人負担の軽減と間接税の発達

「資本主義の危機の段階では、まず景気政策的な法人企業のインセンティブ原理が中心となり、法人擬制説を中心とした、法人負担の軽減が行われ、社会的な不公平を是正する社会政策的な観点から受益者負担的、相互扶助的な目的税が拡大し、さらに消費税が導入され、間接税の比率が高い税制となる⁵。」。

5 タックスヘイブンと現代税制

以上、1978 年（昭和 53 年）の遠藤論文を基礎としている。もちろん現代税制でもその流れにあることは言うまでもない。加えて、現代の多国籍企業は法人犠牲説ばかりではなく、世界市場での超過利潤を求めて、タックスヘイブンを利用している⁶。

租税の世界は公平であることが大原則である。問題は、タックスヘイブンを利用した合法的税逃れは誰でもできるわけではなく、法人税の軽減による受益は多国籍企業に限られることである。その内実はいえ、国家の税収の侵食による超過利潤である。もちろん、この法人税の軽減による税収侵食部分は、付加価値税などの大衆課税により、市民の犠牲でまかなわれる。

グローバルな世界市場では売れる値段は決まっている。平均的な条件での税引後利潤率というものがある。法人税が平均的な水準を下回れば、税逃れにより浮いた利潤は超過利潤を形成する。この意味で、この超過利潤は、マルクスのいう差額地代（レ

³ 遠藤三郎「租税本質論と現代税制」（愛知大学法経論集 経済・経営編 第 86 号）20 ページ。

⁴ アメリカの最初の所得税は、所得種類ごとに税率が定められ、免税点が業種ごとに細かく設定されていた。Georg.S.Boutwell,Tax-Payer's Manual,Boston,1866.

⁵ 同上論文、20 ページ。

⁶ オフショアとは、非居住者や外国法人向けのサービスを言う。このようなサービスを行っている国や法域をオフショア金融センターと言う。そのような法域では税金を安くして資金を呼び込んでいるので、オフショアの殆どはタックスヘイブン（Tax Havens＝租税回避地）

でもある。両者の意味合いは厳密には異なるが、実質的には同じものとして捉えられている場合が多い。本稿でも、区別せず、文脈の違いに照らして使い分けることにする。

ント) 的性格を有するものと言ってよいであろう。

タックスヘイブンの利用は、多国籍企業による世界の所得支配の一環であるという意味で、現代税制の 1 つの特徴をなすものである。現代税制が、富裕層と一般市民との所得・資産格差を拡大するツールになっている。

※タックスヘイブン（租税回避地）と BEPS 行動計画

ここで、タックスヘイブンについて説明しておこう。言わずもがなであるが、ヘブン (Heaven 天国) ではなく、ヘイブン (Havens 回避地) である。パラン、マーフィー、シャヴァニューによれば、「典型的なタックスヘイブンは、非居住者の企業や預金者に対して、ゼロかゼロに近い税率を提供する国である⁷」。一方で、タックスヘイブンの多く、ジャージー島、ガーンジー島、マン島、スイス、リヒテンシュタインなどは、居住者の多くには世界的な所得に対して、所得税を課している⁸。税金逃れの国外移住者に対しては、課税の一部又は全部が及ばないようにしているわけである。

第 1 に指摘しておかなければならないことは、イギリスがタックスヘイブンの創出国だということである。イギリスの旧植民地がタックスヘイブンになっている。

これに対して、アメリカ政府は、タックスヘイブンについては、批判的態度を堅持してきたとされる。ニューヨークタイムズの報道によれば、1961 年 2 月、ケネディ大統領が議会に、タックスヘイブンを「消滅」させる法律を制定するよう要請したとされる。バラク・オバマは大統領になる前の 2008 年に「タックスヘイブン乱用防止法案」を共同提案し、その後オフショアロビイストによって骨抜きにされたと言われる⁹。

しかし、アメリカ政府の態度も変節する。ニコラス・シャクソンによれば、「タックスヘイブンの利用に徹底的に反対していたアメリカ政府は時とともに考えを変えて、『やっつけられないのなら参加しよう』といういいかげんな姿勢をとるようになった。アメリカの金融業者は 1960 年代から、国内の規制や課税から逃れるために群れをなしてオフショアに—最初はロンドンのユーロ市場に、それからイギリスのクモの巣やさらにその先へ—出て行くようになった。¹⁰」。

実際、GAO(政府予算管理局)の調査によれば、アメリカにおける外資系企業の 71%、その一部は、タックスヘイブンを經由して操業しているアメリカ人所有の企業の 61% が、1996 年から 2000 年までの間に課税額をまったく報告していなかった¹¹。シティズンズ・フォー・タックス・ジャスティスの報告書によれば、アメリカ企業のトップ

⁷ ロナン・パラン、リチャード・マーフィー、クリスチャン・シャヴァニュー著青柳伸子訳『[徹底説明]タックスヘイブン』作品社、2013 年、71 ページ。Ronen Palan, Richard Murphy, Christian Chavagneux, *TAX HAVENS: How Globalization Really Works*, Cornell University Press, 2010.

⁸ 同上書、72 ページ。

⁹ ニコラス・シャクソン、藤井清美訳『タックスヘイブンの闇 世界の富は盗まれている』朝日新聞出版、2012 年、32 ページ。Nicholas Shaxson, *Treasure Islands*, Bodley Head, The Random House Group Ltd., 2011.

¹⁰ 同上書、32 ページ。

¹¹ ロナン・パラン、リチャード・マーフィー、クリスチャン・シャヴァニュー著青柳伸子訳前掲書、108 ページ参照。

275 社中 82 社が、2001 年から 2003 年まで税金を支払わなかった¹²。実際、世界の外国直接投資 (FDI) に占めるタックスヘイブンの割合は 1990 年中頃より急増し、2005 年には 33.3 パーセントに達している¹³。

とはいえ、近年多国籍企業や富裕層の税逃れについては、世界的に批判の声がますます強くなっている。2016 年に「パナマ文書」なる大手法律事務所の顧客関連資料が流出し、各国の指導者が窮地に立たされたことを見ても明らかである。

BEPS (税源侵食と利益移転) 行動計画なる OECD の租税委員会の報告書も登場するに至る (2015 年に 2 回。1 回目の分析に比較して、2 回目の行動計画を含む報告書はトーンダウン)。市民の批判を受けたものである。

但し、OECD の BEPS 行動計画を無批判に歓迎することはできない。

OECD の報告書の文脈のなかで、第 1 にグローバル経済を賛美しているからである。経済のグローバル化の内実とは言えば、多国籍企業の企業内取引が増加しているということにほかならない。これでは、この先が見えている。「やるやる詐欺」になる恐れもないわけではない。

第 2 に OECD の報告書はその控えめな文言に見られるように、途上国を参加させる姿勢がまったく見られない。OECD の租税委員会は、もとより、加盟国間の二重課税を排除する目的で立ち上げられた経緯がある。OECD の報告を受けて、各国は所要の対応をしている。

わが国でも、平成 21 年度 (2009 年) 税制改正において、法人が外国子会社からの配当に対する課税を免除 (国外所得免除) するというように改正されている。この改正によって、わが国の内国法人に対する課税原則が、全世界所得課税から領土主義課税に実際に移行しているものと見られている。

実は、外国子会社配当等益金不算入制度の趣旨は、二重課税の排除などではなく、タックスヘイブンではゼロかゼロに近い税にしてもらって、且つわが国でも、多国籍企業の国外所得を免税にするという二重非課税にある。

II 所得・資産格差の拡大

資本主義が発展すればするほど所得・資産格差は拡大する。これは法則であって、この法則を緩和する諸条件がなければ、そのままの形で貫徹します。

戦後 70 年間の所得分配の不平等化と資産の格差の拡大については、後掲の「**図 1 戦後日本の勤労所得分布の推移**」という図を参照のこと。推計が 1981 年までで止まっていますが、それで見れば、昭和 20 年代に不平等化が起こる。昭和 30 年代から 40 年代の高度成長期には、労働力需要の逼迫により、著しく平等化する。しかし、それもつかの間、昭和 50 年代以後は、不景気になって、平等化が止まる。

非勤労所得についても、申告所得税の統計によって推移を見れば、非勤労所得では、高度成長期にも平等化は見られない (「**図 2 非勤労所得分布の推移**」参照)。

昭和 57 年 (1982 年) 以後について見れば、民間個人給与、家計調査の全世帯、家計調査の勤労者世帯のいずれで見ても、傾向的に不平等化を見て取ることができる

¹² 同上書、109 ページ参照。

¹³ 同上書、108 ページの図表 2-5 参照 (原出典: UNCTAD、2008)。

（「表 1 ジニ係数の推移」参照）。

1990年代から2000年代にかけては、所得ばかりでなく資産についても格差が拡大している。金融資産保有の格差拡大については、「表 2 宅地資産と貯蓄資産の分布のジニ係数の推移」参照）。

別に、製造業の労働分配率を計算して見れば、企業は儲からなければひとを雇わない。そこで、労働分配率が高い年度については、結果的に利益水準が低い年度ということになる。これに対して企業が儲かっているときには、結果的に人件費の割合が下がるということになる。したがって、労働者はいつも貧困状態にさらされている。労働力が求められているときには、一定の水準、賃金は上昇する。しかし、一転、不景気になれば、もとに逆戻りである。賃金奴隷状態はいつも変わらないのである（表 3 利潤率及び労働分配率の推移（製造業）参照）。逆に、労働分配率の低下は利潤の増加を表している。しかし、投下資本額の増加傾向もあり、資本利潤率（利益率）で見れば、わが国の産業の利潤率は漸減傾向にある。逆に、利潤の賃金に対する比率（利潤÷賃金＝剰余価値率）は、好景気の時に上昇している。

1980年代以後、低成長が続いているのであるから、労働者にとっては冬の状態が続いている。税務統計で民間平均給与の推移を見れば、2014年（平成26年）では、男女合わせた1年勤続者の平均給与は415万円（男性514万円、女性272万円）。1997年（平成9年）では、平均給与は467万円（男性577万円、女性279万円）であった。男性の給与ダウンが顕著である。リーマン・ショック後の2009年（平成21年）の大幅ダウンをいまだ回復できていない。ちなみに民間給与総額については、1998年（平成10年）以降減少した後、同程度の水準で推移している（「表 4 民間給与所得者数、民間給与総額の推移」参照）。

III 法人税

1 法人税実質負担率の低下

戦後70年に渡る所得の不平等化・資産格差の拡大の下で、再分配機構としての税制は無力であった。とくに、法人税は格差を拡大する方向へと推移している。法人税の税収は、ミニバブル期の真最中の2006年度（平成18年度）に、15兆円を記録したが、リーマン・ショック後に大幅に減少（2009年度では6.4兆円）、その後上昇しているが、2015年度（平成27年度）の税収は11.7兆円に止まっている。

あろうことか、2006年度（平成18年度）よりも2014年度（平成26年度）で、大企業は大儲けをしていたのである。資本金階級100億円超と連結法人を合わせた税引前利益は、2006年度で約30.8兆円、2014年度で約41.7兆円であった。しかし、法人税額は、2006年度で、5.7兆円、2014年度で4.2兆円。負担率はそれぞれ18.4%、10.2%である。連結法人に限れば、2014年度の法人税実質負担率は6.5%の低さである（「表 5 法人税実質負担率の推移」、「表 6 利益計上法人の法人税額、法人税負担率－平成26年度（2014年度）」参照）。

利益は増えているにもかかわらず、法人税額は減っているのである。富岡幸雄は、平成23年度で連結法人の法人税等や住民税の負担率は、2012年度で6.85%、2013

年度で9.07%だと推計している（外国税額を除く）¹⁴。

税収減少の要因は、外国子会社配当等益金不算入額、受取配当等の益金不算入額、繰越欠損金の損金算入額が、2014年度（平成26年度）で飛躍的に増加したことである。2006年度には以上3要素による税収侵食が約1.0兆円だったのが、2014年度（平成26年度）では、約6.0兆円に上っている（「表7 外国税額控除及び外国子会社配当等の益金不算入額の推移」参照）。

とくに、外国税額控除と外国子会社配当益金不算入額を合わせた減収額が2010年度（平成22年度）以後徐々に増加し、2014年度（平成26年度）では顕著に増加している。外国子会社配当等の額は、2010年度徐々に増加、2014年度ではとくに大きく増加している。外国子会社からの利益還流額が政府の期待どおり大きく増加したことが分かる。一方で、賃金は殆ど増えていない現実がある。したがって、還流額の殆どが社内留保の増加となっている。

資本金階級別に外国子会社配当等益金不算入額の税引前利益（益金処分合計額で代用）に占める割合を見れば、連結法人で20.8%である。同制度による中小企業への恩恵は殆どない（「表8 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額の益金処分合計額に占める割合 平成26年度（2014年度）」参照）。

なお、外国子会社配当等益金不算入制度と、それまでの外国間接税額控除制度とでは、国外の税金が安い場合には、圧倒的に外国子会社配当等益金不算入制度が有利である。間接外国税額控除制度では、国外源泉配当所得に外国法人税がグロスアップされて、日本の法人税が課税され、その上で外国税額控除がなされていた。外国子会社配当等益金不算入制度では、還流受取配当を課税免除して、日本の法人税が課税される（「図3 外国子会社配当益金不算入制度と間接外国税額控除制度」参照）。

2 領土主義、帰属主義への移行

領土主義、帰属主義への移行は世界的な傾向である。企業所得の課税範囲を世界レベルで無制限とするのが全世界所得課税の原則。支配領土に制限するのが領土主義の原則である。

これとは別に非居住者や外国法人に対する国際課税の原則として、総合主義と帰属主義がある。総合主義というのは、国内に外国法人のPEがあれば、国内で生じた所得のすべてについて（外国本店が投資することによって得られる所得についても）、国内での法人税の申告対象課税になる。

帰属主義というのは、国内に恒久的施設（以下PE）のあることを前提として、PEに帰属する所得についてのみ課税（但し、所得源泉が国外にあるものであっても課税する）するということである。支店と子会社とで、税の扱いを同じようにするものだと説明されている¹⁵。

¹⁴ 富岡幸雄「税制公正化への魂の覚醒を一税界70年の歩みを回顧して」（第28回租税理論学会・法政大学、記念講演資料、2016年10月30日、10ページ）。

¹⁵ PEに帰属する所得の算定方法も法令上明確にされている。

①内部取引の認識

②PE帰属資本の算定と支払利子控除制限。

③文書化

これまでわが国では、国内法ではなく、租税条約によって、外国法人に対しては、帰属主義課税が行われていた。今回の平成 26 年度（2014 年）改正により、国内法上の外国法人課税原則でも、総合主義から帰属主義へと整備された。ただ、制度的に大きな改正であるので、2 年間の準備期間が設けられ、適用開始時期は、法人については、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日以後開始事業年度とされている。

帰属主義への移行により、総合主義の下では法人税課税が行われていた PE を有する外国法人の本店投資所得（配当、利子、使用料等）が法人税の課税を免れることができる（源泉徴収のみで完結する）。

3 外国子会社益金不算入制度の導入

平成 21 年度の税制改正により、これまでの間接外国税額控除が廃止され、外国子会社から受ける配当等の 95%が益金不算入となった。5%は経費相当額である。タックスヘイブンに溜め込んだ利益を国内に還流させようとするものである。長谷川・折原の先駆的研究によれば、導入当初は還流効果があったが、それ以後、とりたてて、還流効果は見られないというものである¹⁶。

しかし、税務統計から判断する限り、還流額は増加傾向にある。とくに、一般の受取配当が多い年度で、還流額も増加している。とりわけ、2014 年度（平成 26 年度）は、内外ともに受取配当額が顕著に増加、連結法人の法人税実質負担率を 6.5%に至らしめる要因となっている。

4 外国子会社合算税制—領土内所得課税への移行と受動的所得課税—

1、概要

低課税国やタックスヘイブンに設立した外国子会社を通じた、多国籍企業による租税回避の規制を行うため、外国子会社合算税制が 1978 年（昭和 53 年）に導入されている。世界所得課税と外国税額控除の枠組みの下で、配当部分に係る二重課税が排除されてきた。

2009 年度（平成 21 年度）税制改正において、領土主義への移行とみられている外国子会社配当等益金不算入制度が導入された。軽課税国に所在する外国子会社（特定外国子会社等）の留保所得部分について合算課税が実現する。しかし、翌 2010 年度（平成 22 年度）税制改正により、合算課税適用除外となる子会社の範囲に統括会社・物流統括会社が追加される。なお、軽課税国の基準が 25%から 20%以下に引き下げられている（現在は 20%未満）。

2011 年度（平成 23 年度）税制改正において、軽課税国の実効税率の判定上、すべての非課税海外配当を除外することができるようになった。

※外国子会社配当等益金不算入制度の導入前では、適用対象のタックスヘイブン子会社が配当せず留保した利益には、合算課税が行われた。配当された利益に対しては、

④第三国源泉所得の認識及び外国税額控除

詳しくは、小林研太「外国法人課税原則の見直しの影響」（KPMG Insight, KPMG Newsletter Vol.8, Sep.2014）を参照。

¹⁶ 折原正訓、長谷川誠、The Impacts of Territorial Tax Reform on Dividend Repatriations and Domestic Corporate Activities: Evidence from Japan（日本財政学会第 73 回大会・京都産業大学、2016 年 10 月 23 日報告参照）。

わが国では課税されるものの、わが国の間接外国税額控除の対象とされていた。

2、合算課税の要件

現在、外国子会社合算課税では、次の要件を満たす必要がある。

(1) その外国子会社が、日本の居住者によって、直接的もしくは間接的に 50%超保有されていること。

(2) その外国子会社が、法人税が 20%未満の国・地域に立地していること。

以上の上で、合算税制の納税者となるのは、上記 2 つの条件を満たす外国子会社の株式を 10%以上保有している株主である。

3、課税対象所得

→外国子会社の留保所得を、その納税者の所得に、持株比率に応じて合算して、課税する。

4、例外

但し、例外条件あり。次の 4 つの適用除外要件をすべて満たす場合には、独立企業としての実体を備え、且つ、その国・地域での操業に十分合理性があるとされ、合算制度の適用を免れることができる。

(1) 事業基準

主な事業が株式等または債券の保有、工業所有権等または著作権の提供、船舶または航空機の貸付の事業ではないこと。

(2) 実体基準

対象子会社の本店所在地に、主な事業を行うために必要な事務所、店舗、工場などの固定施設を有していること。

(3) 管理・支配基準

特定外国子会社等がその本店所在地国で事業の管理、支配、運営を行っていること。

(4) 非関連者基準又は所在地国基準

卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業または航空運送業の 7 業種の場合、50%超を非関連者と行っていること。

上記 7 業種以外の業種の場合、主に本店所在地国で事業を行っていること。

5、資産性所得については例外を認めない（平成 22 年度〔2010 年〕税制改正）。

しかし、4 つの条件さえ満たせば、租税回避を目的とする外国子会社が受け取る受動的所得であっても課税できない。

→そこで、外国子会社合算税制に「資産性所得（受動的所得）」のカテゴリーを設け、税率 20%未満の低課税国に立地する外国子会社がそれを受け取った場合には、外国子会社合算税制の対象所得に取り込むことになった（エンティティ・アプローチに対して、インカム・アプローチと言う）。資産性所得には、配当、利子、キャピタル・ゲイン、特許使用料、船舶・航空機リースからの所得が含まれる¹⁷。

¹⁷ 事業の性質上欠くことができない業務から生じたものについては合算課税の例外（措法 66 の 6④）。しかも、事業上不可欠な業務が個別に指定されているわけではない。税務当局とのトラブルは避けられない。また、持分割合に応じた部分対象収入金額が 1000 万円以下の場合にも、合算課税の適用は受けないものとされている。適用時期については、外国子会社の事業年度終了から 2 カ月後を含む内国法人の事業年度である。多くの場合、平

諸富徹は、資産性所得合算制度によって、タックスヘイブン子会社利用による税逃れに対して、抜け穴封じがかなりうまくいくのではないかという見解を示している¹⁸。

5 みなし外国税額控除 (Tax sparing credit)

外国税額控除は外国で納付した租税をわが国の租税の範囲内で控除する制度である。しかし、みなし外国税額控除と言って、実際に納付していない法人税をわが国の法人税から控除する場合がある。1978年(昭和53年)には、日本が租税条約でみなし外国税額控除を供与していた国は19か国あった。徐々に供与期限が過ぎ、近年ではインドとパキスタンが外れ、2016年現在の供与国は、中国、スリランカ、ザンビア、ブラジル、フィリピン、タイ、バングラデシュの9か国である。途上国が減免した租税を、進出企業があたかも納付したのものとして、本国の租税から控除するものである。外国法人税の控除について言えば、かつては直接、間接の外国税額控除制度ともに適用があった。直接外国税額控除としては、外国支店の所得に課された外国法人税等がわが国の法人税額を限度として控除される。これに対して、平成21年度(2009年)税制改正前の間接外国税額控除では、外国子法人が外国孫法人から受け取る配当に係る法人税額についても控除されていた。2002年(平成14年)発表の政府資料によれば、みなし外国税額控除の適用額は、製造業を中心として280億円だとされる。みなし外国税額控除は二重課税の排除が目的ではない。途上国に進出する企業に対する優遇税制にほかならない。この点で、外国子会社配当等の益金不算入制度と趣旨を同じくするものだと考えられる。

ちなみに、外国税額控除は1953年に国別限度額方式で導入されたが、1962年に間接外国税額控除制度導入とともに一括限度額方式(控除限度額を全世界所得に占める国外所得の割合で計算する。)との選択となる。翌1963年に国別限度額方式は廃止されている。一括限度額方式では、計算の容易性に加えて、軽課税国の控除枠を利用して、高課税国の法人税額を控除することができる。

6 ヨーロッパのタックスヘイブン オランダ

アイルランドやスイス、ルクセンブルグなど、ヨーロッパのタックスヘイブンは、個人居住者に対する国外所得の課税原則として、全世界所得課税(world income taxation)を採用している。

法人課税については、ルクセンブルグ、スイスと同じく、オランダも領土主義に移行している。ちなみに、OECD加盟国の大部分が領土主義課税に移行している。全世界所得課税の国は、米国、チリ、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、韓国、メキシコのみとなっている¹⁹。

オランダは、海外からの投資に対して有利な税制を提供する。資本参加免税²⁰、利

成24年3月期が最初の適用開始事業年度である。

¹⁸ 諸富徹「日本の法人税改革と多国籍企業課税 法人税改革に関する日米比較研究」(日本財政学会第73回大会・京都産業大学、2016年10月23日報告参照)。

¹⁹ 本庄資・田井良夫・関口博久『第2版 国際租税法—概論—』大蔵財務協会、80ページ、本庄資担当。

²⁰ 企業グループ内で得られた利益に対しては、法人税を1回しか課税されないようにする制度。国内企業からの受取配当ばかりでなく、外国企業からの配当も課税を免除。配当受

子・ロイヤルティに対する源泉税は免除されている。2012年（平成24年）以降、日欄租税条約が適用され、一定要件を満たす日本の会社に対する配当に対する源泉税は免除されている。

法人税の基本税率は25%（低所得部分は20%）だが、アイルランドにおけるアップル社の場合と同様、外国企業との個別協議により、外国法人には優遇税率が適用されている。

法人税率が20%以上であるが、課税されない所得がある場合には、外国子会社合算課税が適用される実効税率（法人税÷税引前所得）が20%未満となる恐れもある。しかし、実効税率は、資本参加免税による非課税配当のような租税優遇措置を考慮しないで計算するものとされている。→わが国の外国子会社合算税制は適用されない。

7 ヨーロッパのタックスヘイブン アイルランド

アイルランドの法人の納税義務者になるのには、その法人が、アイルランドで管理・支配されていなければならない（管理・支配基準）。アップル社のアイルランド法人は、アメリカ又は英領バミューダ諸島にあるアップル社法人により管理・支配されているので、国内源泉所得に対する税を除いて、アイルランド法人税の納税義務はない。

アイルランドの法人税率は12.5%であるが、オランダと同様に、外国法人には、協議の上、優遇される場合がある。アップル社のアイルランド法人に適用される国内源泉所得に対する税率は2%だと言われる。アイルランドに、グループがアメリカ以外で稼いだ利益を集中させることにより、グループ全体の実効税率を25%程度に低下させていると言われる（アメリカの法人税率は35%）。（「図4 ダブル・アイリッシュ・ダッチ・サンドウィッチ（アップル社）」参照）。

アップル社の場合には、チェック・ザ・ボックス制度と言って、海外の拠点を税務上支店扱いにすることができるアメリカの特例的な制度も利用されている。アイルランドに持株会社をつくって、自らは子会社となり、支店扱いで外国子会社合算課税（CFCルール）の適用除外にする。持株会社が実質的に海外事業を展開する企業とみなされればオランダ法人を含めて、米国の外国子会社合算課税を免れることができる。

8 純粋タックスヘイブン パナマ、ケイマン諸島など

これらは、非居住者や外国法人に対して、無税か又は超低税率を提供する。オフショア金融センターとしては、そこに資金は存在しない。単なる帳簿上の存在である。その代わり、法人登記を継続させるために、年次更新料の支払いが必要である。これが、それらタックスヘイブン法域の貴重な財源となっている。

問題はこれらのタックスヘイブンに多国籍企業の子会社が設立されていることである。ケイマン諸島の場合のように、人口も少ない法域に、80万社以上の法人が設立されている。これらの子会社を通じて、投資がなされるわけであるが、その果実は殆ど無税である。これらによって、イギリスやアメリカなどでは、巨額の税収が失われていることが明らかにされつつある。

9 タックスヘイブンへ子会社をつくるメリット

外国子会社合算課税の適用を避けるには、日本非居住者の株主を見つける。または、

取法人が配当支払企業の株式を5%以上保有するなどの要件を満たさなければならない。

10人以上の他の共同株主を見つければよい。これで合算課税を免れることができる。

不幸にも、合算課税される場合でも、利益をすべて配当として還流させてしまえば、課税は5%のみである。そればかりではない。タックスヘイブン国の中には、会計報告を求めないところがある。そもそも外国法人に課税を求めないピュータックスヘイブンなのだから、当たり前。記帳すら必要すらない。そうなると、何でもあり。海外出張費などで利益を圧縮することも考えられる。

タックスヘイブンでは、匿名性を保つための会社形式として、名義人を利用した株式会社の設立が、認められている。ほかにも、無記名株や基金を利用した株式会社もある²¹。

名義人には株主名義人や取締役名義人があり、どちらとも名義貸しであり、現地で公式に認められた「オフショア法人設立代行会社」が用意してくれるようである。所謂、名義貸しサービスである。パナマでは取締役が3人必要だが、殆どのタックスヘイブンでは1企業に1人の取締役がいればよいである²²。

そこで、取締役を日本人にしないのは、国や法域によっては、取締役の住んでいる場所に納税義務があることとされているからだ。プライバシーが守られ、資産を保護する効果がある。他国との間で、情報交換協定があっても、名義人が報告されるだけである。

規制が緩いのであるから、どんな業種の会社でも設立することができる。パナマでは、オフショア銀行を設立する場所として人気があるようだ。中小銀行向けパッケージソフトが多くのオフショア銀行に利用されているようである。

ケイマン諸島に会社を設立して、その会社が日本に子会社をつくるケースもある。外国子会社合算課税の自己申告を取り消して更正の請求をしたが、高裁の段階で取り消された判例もある。法の趣旨から言って、日本で儲けているのだから合算するのが当たり前、外国税額控除は認容される。しかし、当初申告で外国税額控除を申告していないのだから更正の請求では認められない、というのがあった。

オフショアの事業としては、FX会社のアフィリエイト、アダルト向け動画配信、海外向けのオークション販売、オンライン・カジノなどが知られている。

問題点もある。海外法人が日本の銀行口座を開設することは困難である。海外事業については、売上を含めて、ほとんどの業務を課外で行う。当然、収入は海外の銀行口座で受け取ることになる（電子マネー、SWIFT等の海外送金サービス、海外のクレジットカード決済口座などを利用）²³。

また、問題ということでもないが、タックスヘイブンの会社で、売上と仕入を計上するためには、契約書、納品書、請求書等は保存しなければならない。もちろん、タ

²¹ スティーブ金山『タックスヘイブンに会社をつくる本』アールズ出版、2012年、24ページ。

²² 英領バージンでは、会社設立に際して取締役が1人いればよい。英領バージンへの海外直接投資（FDI）は、2013年で、約920億ドルで、世界第4位。ちなみに第1位はアメリカで約1,590億ドル。渡邊哲也『パナマ文書』徳間書店、2016年、20-21ページ参照（投資額の出典は国連貿易開発会議）。

²³ 同上書、142ページ参照。

ックスヘイブンへの報告用ではなく、日本の経理上、必要とされるからである（移転価格報告、消費税など）。

イギリスの多国籍企業では、1社につき数千の子会社がタックスヘイブンにつくられている。HSBCという銀行では5,000社ほどある（イギリスでは第2位）。そうなのが実際に減るのかどうかは、BEPPS行動計画の成否がかかっていると考えられる。

10 パナマ文書

パナマにある法律事務所「モサック・フォンセカ」の機密文書が大量に流出。タックスヘイブン(租税回避地)を「活用」した課税逃れの実態を、「南ドイツ新聞」が匿名の情報源から入手。その後、米非営利組織「国際調査報道ジャーナリスト連合」(The International Consortium of Investigative Journalists=ICIJ、本部ワシントン)が調査、分析の後、世界の報道機関に公開された。

東海地方にも、ICIJのホームページには、様々な会社や個人が登場する。住所が明かされているので、グーグル・マップで見ると、長野県の山村のそれとない軒家だったりする。会社では、名古屋市内中心部の所在地であるものが多い。

例を1つ出せば、名古屋市中区丸の内2丁目20番25号をヒットすることができた。ここは、(株)モリトというホックやマジックテープを製造、販売する大阪の会社の名古屋事業所の所在地である（間違ったらごめんなさい）。売上高は連結で432億円、単独で268億円。従業員は連結で1472名、単独で286名（いずれも2015年11月30日現在）。東証2部上場企業である。会社のホームページを見れば、社長のあいさつのテーマが「グローバル成長企業を目指して」とある。

モリトには、香港に「モリト香港」という子会社がある。中国にある製造子会社「モリト工貿」から製品の供給を世界の有名アパレルや量販店に向けて販売している。言うまでもなく、香港はアジアではシンガポールと並ぶタックスヘイブンである。こうした、販売拠点子会社は、平成22年度税制改正により、外国子会社合算税制からは除外されている。

税理士事務所も登場する。所在地リストから、「・・会計」という名古屋市名東区の税理士事務所もICIJのホームページの所在地から、顧客リストとして登場する。この事務所のホームページからは、グローバル事業のコンサル業務は見えてこない。ごく普通の税理士事務所である（悪意はありません）。

実は、依頼者が実際の所有者なので、BEPS行動計画で挙げられている自動的情報交換制度においても、単なる名義人の情報ではなく、真実の所有者を公開する仕組みがないと意味がない。タックスヘイブン研究の第一人者である、リチャード・マーフィーが真実の所有者を公開せよというのは当然の主張である。

蛇足であるが、わが国の政治家の名前がパナマ文書に載っていないことについては、その必要がないからである。「その他の政治団体」間の寄付は年間5,000万円まで認められているからである²⁴。

IV 所得税

次に、所得税を見ることにしよう。まず、勤労者に対する給与所得税については、高度成長期にはインフレ調整のために、物価調整減税というのが毎年繰り返されてき

²⁴ 富岡幸雄前掲記念講演より。平成18年度（改正前は、無制限であった。）

ました。個人給与所得者、勤労者世帯のジニ係数の低下率（低下幅ではないことに留意。本稿では、以下、再分配係数と言う）で見る限り、減税があった年分で、再分配係数が低下している。減税がない年分では逆に、再分配係数が高まっている。（「**図 5 勤労者課税の再分配係数**」参照）

この理由は、所得減税というのは、実は、比較的上の方の所得税を下げるものだからである。1970年代後半以降、財源難で減税が止まっていたが、消費税導入に合わせて、所得減税が実施されている。その減税効果は、1990年代の個人給与所得者、勤労者世帯の再分配係数の低下として、明確に表れている。

なお、1999年（平成11年）から2006年（平成18年）まで、家計調査の勤労者世帯の勤労所得税の再分配係数が低下している。1997年（平成9年）に消費税率が3%が5%に引き上げられた後の厳しい不況下の景気対策として、「恒久的減税」として、1999年（平成11年）に定率減税（所得税の20%最高25万円、住民税の15%最高4万円）が実施されたことの影響だと考えられる。1998年（平成10年）には特別減税として定額減税が実施されたが、それに代わるものであった。2006年（平成18年）には定率減税の規模が半分に縮減され、2007年（平成19年）以降、廃止されている。2007年（平成19年）以後、再分配係数が高まりつつあるのは、さしたる減税が実施されていないことが影響しているものと考えられる。（「**表 1 ジニ係数の推移**」参照）。

申告所得税についても、給与所得税と同様な推移を辿っている。（「**図 6 非勤労所得者課税の再分配係数の推移**」参照）。また、給与所得者、勤労者世帯の場合と同様、申告所得者についても、1990年代以後、再分配係数は低下している。申告所得者については、所得格差の拡大傾向が続いていること。富裕層の税負担率が極端に低くなっていることが特徴である（「**表 9 所得階級別申告所得者の所得税負担率の推移**」参照）。

2013年分には、富裕層の税負担率がとくに低下している。これは、証券優遇税制の時限立法の最終適用年分で、創業者による大口の上場株の譲渡が激増したからである。上場株式の譲渡の場合、申告分離課税（特定口座で源泉徴収する場合には申告不要が選択できる）が原則である。2013年12月まで、税率が10%に縮減されている。配当については、上場株式の場合、総合課税か申告不要（小口株主）の選択が原則である。証券優遇税制の下で、特例として、申告分離課税の税率10%が選択できることになっている。3%以上保有の株主については、配当には総合課税が強制適用される。

ただ、譲渡とは言っても、「自社株買い」で自社に売却するケース。また、クロス取引と言って、市場取引終了後にその日の終値で証券会社に売却し、翌営業日に同額で買い戻すスキームが使われる場合もある（証券優遇税制で税率が低い内に保有株式を売却して益出しをするものである）。本人や親族が出資する資産管理会社に売却する場合には、配当に対する総合課税を免れるメリットもある²⁵。

V 資産税

資産課税の地位は近年低下している。譲渡所得課税を資産課税に分類した場合の資産課税の総税収(国税、地方税の合計)に占める割合は、1991年度(平成3年度)13.8%、

²⁵ 垣内亮「日本の富裕層の『税逃れについて』」（『税制研究』第65号、2014年2月、74-92ページ参照）。

20011 年度（平成 23 年度）9.5%と低落している。所得課税も地位低下している。同割合は、それぞれ、69.7%、62.1%である。その分増えているのが、消費課税である。同割合はそれぞれ、16.5%、28.5%である²⁶。

固定資産税の所得階級別負担率について試算した結果、軽度ではあるが、所得に対して明確な逆進的負担構造を表している（「**図 7 年間収入階級別固定資産税負担率（2009 年〔平成 21 年〕）**」参照）。

VI 間接税

間接税については、総税収に占める税収の割合が上昇している。とりわけ、消費税については、増税の影響により、2014 年には、顕著な税収の増加を見ている。

消費税を含め、間接税の負担構造については、いろいろ筆者が試算してきたものであるが、改めてその大衆課税的性格に驚愕する。

主要な個別消費税と消費税について、消費者への税の完全転嫁を仮定して、世帯平均の税負担合計額の実収入に占める割合を計測した結果、2013 年（平成 25 年）で 3.5%であったのが、2014 年（平成 26 年）では 4.9%と、1.4 倍に増えている。これはもちろん消費税の税率の 5%から 8%へのアップの影響にほかならない（「**表 10 年間収入五分位階級別年間間接税負担額と負担率（二人以上の世帯の内勤労者世帯）－2013 年（平成 25 年）－**」並びに、「**表 11 年間収入五分位階級別年間間接税負担額と負担率（二人以上の世帯の内勤労者世帯）－2014 年（平成 26 年）－**」参照）。

VII 社会保障給付及び社会保障費

社会保障については、機能不全から社会保険料への包摂を見て取ることができる。統計の如何にかかわらず、公的年金給付には再分配効果はありえない。高所得世帯の方が公的年金の受取額も多いからである。低所得層では、国民年金についても満額の給付を受けていない。

一方で、社会保険料については、健康保険料率及び厚生年金保険料率が徐々に引き上げられているのが、皮肉にも、近年の再分配係数の上昇として表れている。2000 年（平成 12 年）には介護保険も導入され、介護保険料率がこれまた僅かではあるが、徐々に上昇している²⁷。

中堅サラリーマンの社会保険料負担が年々増加していることにより、個人給与所得税の減税のない年分に再分配係数が上昇するに似た傾向が、社会保障にも生じている（「**表 12 社会保障の再分配係数**」参照）。

VIII 総合負担について

以上、分析したところを要約すれば、戦後 70 年のスパンで見れば、やはり、厳然とした所得の格差の拡大傾向があるとうことである。高度成長期には、勤労者について、一定の平等化が認められたが、それもつかの間、80 年代以降、再び格差は拡大している。申告所得者については、高度成長期の平準化すら見ることができない。

それに対して税制や社会保障の再分配機能は極めて限定的に推移した。多国籍企業

²⁶ 財務省総合政策研究所編『財政金融統計月報 租税特集』各年版より筆者試算。

²⁷ 2007 年（平成 19 年）には、協会けんぽ（政府管掌健康保険）の標準報酬の上限が上がっている（現在の上限は 50 等級、139 万円）。

は大儲けしているにもかかわらず、税負担率は近年大いに極端に低下している。各国が、「有害な」国家間の税の競争に参入し、各国が領土主義課税に移行しているのも大きい原因である。申告所得者については、1980年代から現在まで、総じて、再分配機能の低下傾向が続いている。

一方で、低所得層の収入は伸び悩み、20%の人々が貧困ライン（平均収入の2分の1以下）以下の生活を余儀なくされている。それにもかかわらず、消費税の増税や社会保険料の増額により、底辺の人々の負担は年々重くなっている。

勤労者世帯について、1980年（昭和55年）から2014年（平成26年）にかけての租税負担率、並びに租税と社会保障費を合わせた公的負担率を所得階級別に計測した結果、租税については、低分位の上昇度合いが高分位の上昇度合いを上回っていることが分かった（「表13 収入五分位階級別勤労者世帯の税負担率の推移」参照）。多国籍企業や富裕層への税の軽減の一方で、中堅所得層については、並々ならぬ公的負担の増加に直面している。多国籍企業や富裕層に対する税の軽減を税収面でカバーしているのは、中堅サラリーマンであり、また、低所得層ほど重い間接消費税であった。

社会保険料が高分位で増えている影響で、第Ⅱ分位から、第五分位にかけて、住民税、固定資産税、社会保険料を加味した公的負担率全体では、一定の累進的負担構造を見てとることが分かる。U字型の負担構造を一部で見せるが、全体で見れば平準的な負担構造を示している。2014年（平成26年）の公的負担率は、第Ⅰ分位20%、第Ⅴ分位26%である（「表14 収入五分位階級別勤労者世帯の税・社会保障費負担率の推移」参照）。年次推移を見れば、公的負担率が各階層で平準的な負担構造を維持したまま、上方へ移動している。低所得で逆進的、中堅層で比例的負担構造を有する社会保険料は、すべての所得階層の公的負担の負担構造を比例的なものにしている。

以上、消費税の税率を8%と見たところでの税や社会保険料の負担構造のシミュレーションである。最後に、消費税の税率が10%になれば、より比例的な負担構造となることは言うまでもないことを最後に付け加えておこう。

IX 今後の税制のあり方

ではどうすればよいかということである。

①個人課税については、基本理念（ベンチマーク）として、生涯に渡る課税の公平を確保することである。サイモンズが述べているように、生涯で同じ価値を得た人は同額の負担をなすべきである。分類所得税的な税制から総合課税の税制とすることである。分離課税は必要悪とみるのであれば、税率は少なくとも35%以上としなければならない。

②本実証分析の結果からは、中堅所得層の充実よりも、底辺の底上げが急務である。応能負担の観点から、低所得層に減税の恩恵を与えるものでなければならない。

③多国籍企業には応分の負担を求めることである。近年、大法人の税負担率は著しく減っている。その要因である外国子会社配当等益金不算入制度を廃止し、とりあえず、間接外国税額控除に戻すことである。外国子会社合算税制では、タックスヘイブンの利用を根本的になくすことはできない。移転価格税制があること自体がまずもってよろしくない。将来的には、これらを通さないところで、全世界所得を算定して、その全世界所得に対する各国法人の寄与分を算定したところで、各国に割り当てられる課

税所得を計算すべきである。自社取引しか例がないようなところで、独立企業間価格といっても茶番である。とはいえそのような全世界所得課税に移行することは非現実だとすれば、とりあえず行わなければならないことは、今以上に、外国子会社合算課税の抜け穴を封じることである。

④R.マーフィーも主張しているように、自動的情報交換協定においては、タックスヘイブン法域に真実の所有者を明らかにするように求めること。

⑤所得に対して逆進的負担構造を有する固定資産税に軽度の累進税率を適用すること。

⑥遺産取得税的な相続税に遺産税の要素を加味すること。これは上記①の現実的代替案である。

⑦経済の安定的成長の観点から、消費税を5%に戻すこと。

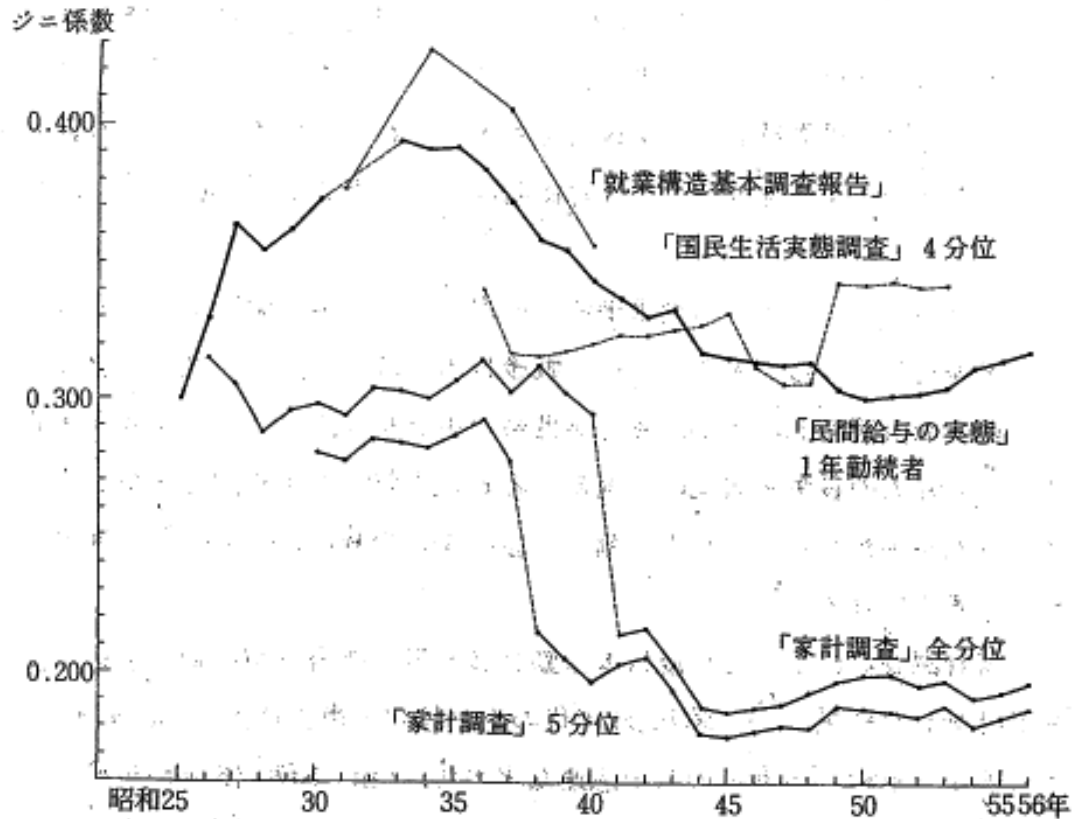
⑧社会保険料の企業負担の増加。低所得層への減免措置を行うこと。

⑨個人番号制度の運用については、税務に限定すること。

などが考えられる。

以上、独断を交えて、申し上げましたが、皆様のご意見を頂ければと思います。

図1 戦後日本の勤労所得分布の推移

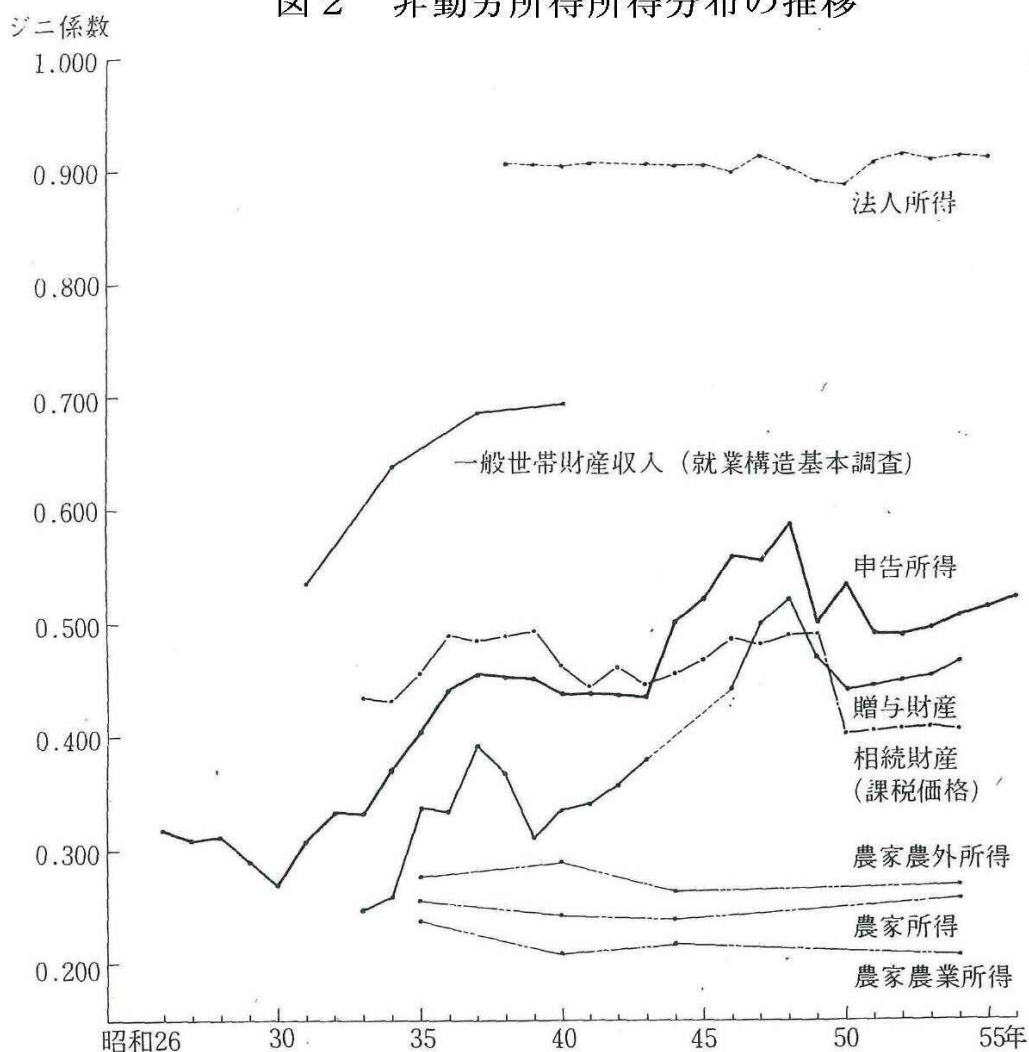


注1：「家計調査」5分位 昭和37年以前—全都市勤労者世帯，昭和38年以降—全国勤労者世帯。ジニ係数は実収入（社会保障給付を除く）で算定。

注2：「家計調査」全分位 昭和37年以前—全都市勤労者世帯1～11月平均，昭和38～40年—全国勤労者世帯1～11月平均，昭和41年以降全国勤労者世帯—年平均1カ月。

（出所）松井吉三「戦後日本の税制の所得再分配効果」（『愛知論叢』35・36合併号、1984年3月）、35頁。

図2 非勤労所得所得分布の推移

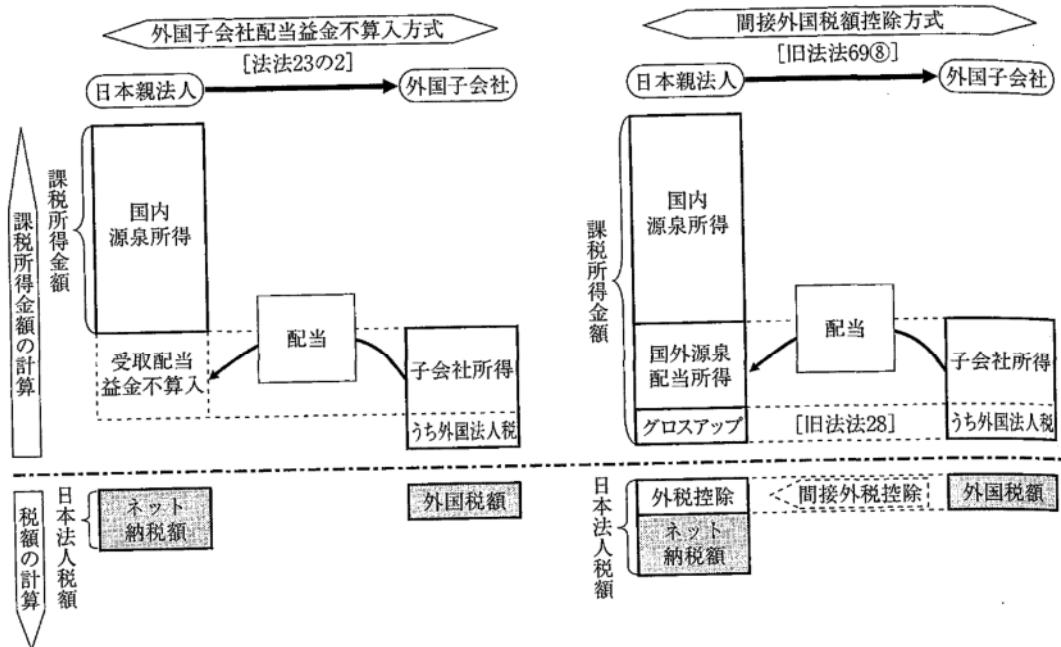


注1：国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』, 国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』, 国税庁『国税庁統計年報書』, 農林省『農家生計費統計』, 総理府統計局『就業構造基本調査報告』, より作成。

2：法人所得は利益計上法人

3：相続財産のジニ係数は、課税価格階級で算定。但し、昭和40～48年分については、経済企画庁編『所得・資産分配の実態と問題点——所得分配に関する研究会報告——』, 1975年, 132頁。贈与財産のジニ係数は贈与財産価額階級で算定。

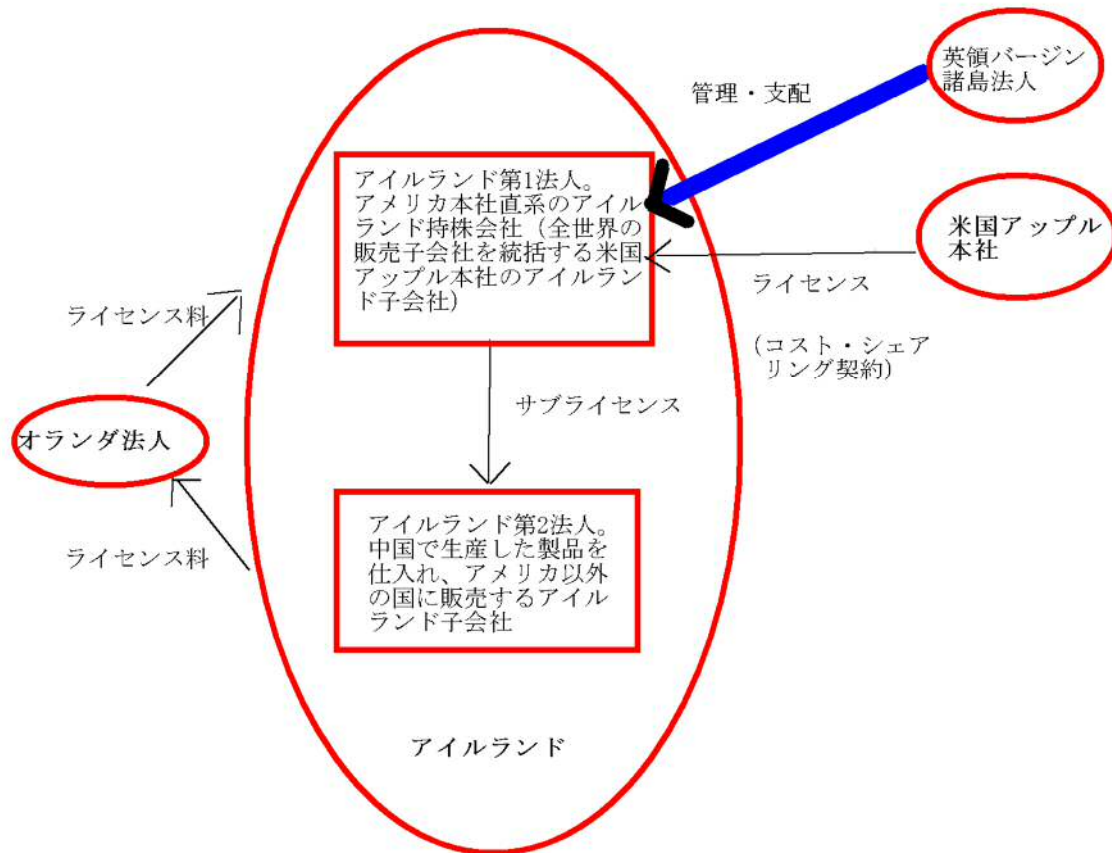
図3 外国子会社配当益金不算入制度と間接外国税額控除制度



(出所) 田井良夫「国際的二重課税の排除方法」(本庄資・田井良夫・関口博久『国際租税法—概論—第2版』大蔵財務協会、2016年) 278ページ。

(注1) 財務省資料をもとに田井が一部修正。

図4 ダブル・アイリッシュ・ダッチ・サンドウィッチ (アップル社)



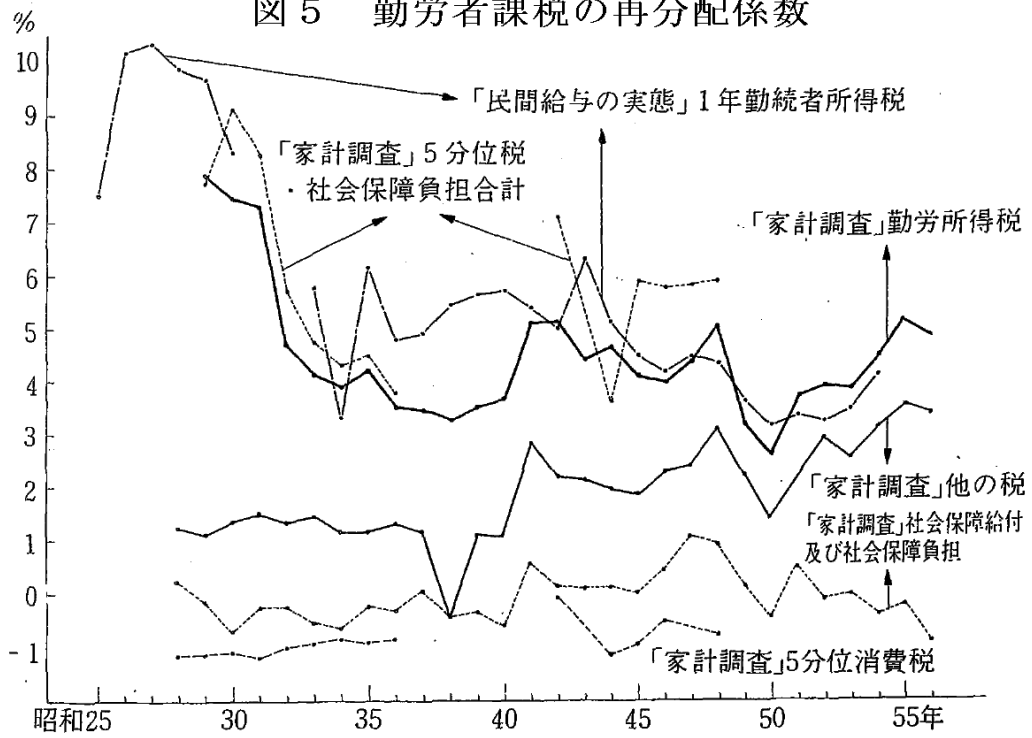
(出所) 合田寛『タックス・ハイブンに迫る 税逃れと闇のビジネス』新日本出版社、2014年、75ページ。

(注1) アイルランドでは、管理・支配基準で課税の要否を判断するので、管理支配地がアイルランド国外であれば、アイルランドでは外国法人扱い。法人税率12.5%であるが、協議の上、2%程度の国内源泉所得に対する課税で済ませている。その結果、グループを合わせたところでは、25%程度の実効税率になっていることが知られている。

(注2) アイルランドの販売子会社が直接アイルランド持株会社にライセンス料を支払う場合の源泉課税を回避するために、オランダの導管会社を経由する。

(注3) アメリカの外国子会社合算税制 (CFCルール) の適用を免れるために、アイルランドの販売子会社、オランダ法人をアイルランド持株会社の支店扱いにする。アメリカには、チェック・ザ・ボックス規制というアメリカ固有の制度があり、海外に持つ拠点の税務上の扱いを①法人 (課税) として扱うか、②支店 (パス・スルー。課税対象外) にするか選択することができる。その結果、アイルランド販売子会社及びオランダ導管会社は同一会社内取引とみなされる。その結果、アイルランド持株会社は全体として、海外事業を展開する企業とみなされ、CFCルールの適用を免れることができる (合田寛同上書、76ページ)。

図5 勤労者課税の再分配係数



(出所) 図1と同じ。

図6 非勤労所得者課税の再分配係数の推移

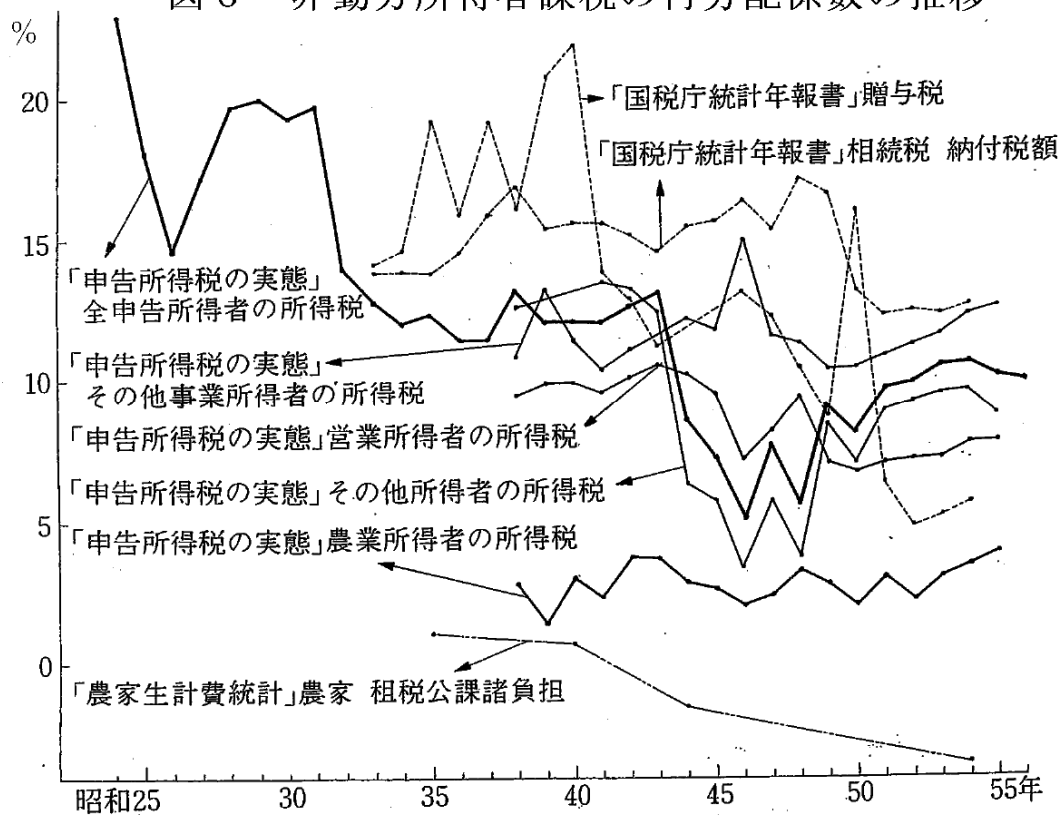
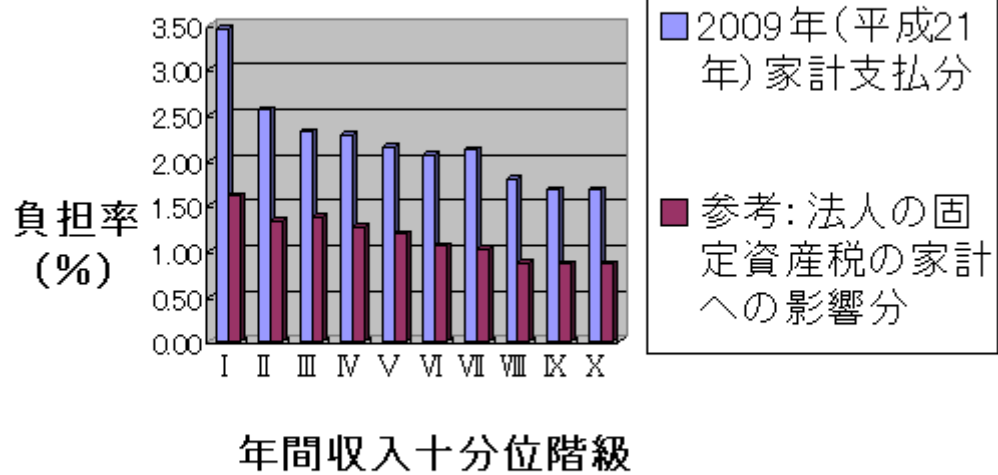


図7 年間収入階級別固定資産税負担率(2009年〔平成21年〕)



(出所)	東海税理士会『公平な税制とは』日税連公開研究討論会大会報告、2015年、83ページ。 推計方法については、同書79-82ページ。松井吉三、吉見顕ほか資産課税チーム担当。
(原資料)	総務省統計局編『全国消費実態調査報告 家計資産編』(平成21年、 「第3表年間収入十分位階級別1世帯当たり資産額」)。

表3 利潤率及び労働分配率の推移(製造業)

(利潤率高いときに、労働分配率が低下。利潤率の漸減傾向)

								(単位: 億円、%)	
区分、年度		製造業従業員給与 ①	製造業従業員賞与 ②	製造業福利厚生費 ③	製造業賃金計④	製造業投下資本⑤	製造業利潤額 ⑥	製造業利潤率⑦(⑥/⑤ ×100。%)	製造業労働分配率 ⑧(④/ (④+⑥) × 100。%)
昭和41年度	1966	39,400		5,024	44,424		37,861		51.0
42.....	1967	45,721		5,900	51,621		47,632		49.0
42(新)...	1967	49,340		6,276	55,616		50,790		49.3
43.....	1968	59,513		7,621	67,134		59,195		50.1
44.....	1969	73,011		9,138	82,149		73,344		49.9
45.....	1970	86,347		11,260	97,607		78,051		52.5
46.....	1971	97,827		12,772	110,599		74,118		56.9
47.....	1972	114,332		14,578	128,910	488,750	87,157	17.8	56.7
48.....	1973	141,546		18,647	160,193	642,839	132,681	20.6	51.6
49.....	1974	179,758		24,753	204,511	714,351	137,104	19.2	56.7
50.....	1975	197,039		26,734	223,773	805,815	102,627	16.9	65.8
昭和51年度	1976	217,432		29,854	247,286	843,500	131,102	15.5	62.4
52.....	1977	232,128		33,498	265,626	861,082	134,096	15.6	63.4
53.....	1978	249,809		37,181	286,990	894,575	149,129	16.7	62.6
54.....	1979	274,425		40,015	314,440	1,053,862	201,496	19.1	57.7
55.....	1980	294,493		43,115	337,608	1,138,604	211,284	18.6	58.2
56.....	1981	324,045		48,394	372,439	1,244,958	220,158	17.7	59.5
57.....	1982	331,744		50,566	382,310	1,225,808	205,196	16.7	61.8
58.....	1983	343,706		54,035	397,741	1,309,513	217,404	16.6	61.3
59.....	1984	365,128		57,358	422,486	1,382,310	241,217	17.5	60.2
60.....	1985	397,369		62,705	460,074	1,441,999	243,966	16.9	62.0
昭和61年	1986	398,592		65,257	463,849	1,452,814	222,131	15.3	64.2
62.....	1987	405,508		66,685	472,193	1,528,434	257,763	16.9	61.1
63.....	1988	430,213		71,627	501,840	1,878,343	309,733	18.5	58.1
平成元...	1989	456,977		76,068	533,045	1,906,542	339,023	17.8	57.4
2.....	1990	470,217		81,479	551,696	1,943,248	345,785	17.8	57.6
3.....	1991	511,081		89,165	600,246	1,950,168	347,094	17.8	59.6
4.....	1992	517,051		90,937	607,988	1,893,955	306,045	16.2	62.8
5.....	1993	521,830		92,057	613,887	1,833,128	271,955	14.8	65.7
6.....	1994	528,455		94,308	622,763	1,875,667	295,890	15.8	64.1
7.....	1995	524,087		94,812	618,899	1,906,758	305,452	16.0	63.2
平成8年度	1996	503,333		94,341	597,674	1,852,207	314,142	17.0	61.6
平成9年度	1997	525,941		99,135	625,076	1,894,731	311,705	16.5	62.8
平成10年	1998	507,096		98,102	605,198	1,798,143	271,714	15.1	65.1
平成11年	1999	511,306		100,168	611,474	1,785,814	275,235	15.4	65.0
平成12年	2000	512,690		96,163	608,853	1,920,837	312,054	16.2	62.2
平成13年	2001	475,631		95,512	571,143	1,715,623	247,563	14.4	65.8
平成14年	2002	455,507		95,918	551,425	1,650,316	261,793	15.9	63.5
平成15年	2003	444,310		93,039	537,349	1,643,549	278,739	17.0	61.4
平成16年	2004	443,746		85,312	529,058	1,719,261	318,199	18.5	58.2
平成17年	2005	436,538	-	82,618	519,156	1,789,771	321,905	18.0	57.6
平成18年	2006	452,777	-	82,114	534,891	1,855,041	355,577	19.2	56.0
平成19年	2007	369,948	88,254	78,474	536,676	1,895,546	351,003	18.5	51.3
平成20年	2008	367,923	82,600	83,566	534,089	1,698,005	203,471	12.0	64.4
平成21年	2009	352,936	72,836	83,136	508,908	1,757,956	186,728	10.6	65.4
平成22年	2010	357,699	78,172	83,524	519,395	1,751,112	245,690	14.0	59.3
平成23年	2011	354,438	78,255	83,827	516,520	1,774,045	219,400	12.4	61.8
平成24年	2012	344,827	72,923	82,428	500,178	1,697,016	213,108	12.6	61.8
平成25年	2013	343,269	75,918	77,841	497,028	1,718,814	262,332	15.3	56.7
平成26年	2014	342,857	79,498	75,011	497,366	1,809,812	268,471	14.8	56.1

(出所) 財務省『財政金融統計月報』第641号、653号、第762号
(注) 1. 従業員賞与は、平成18年度調査以前では従業員給与に含めて調査を行っていた。
(注) 2. 製造業投下資本は現金、売掛金、受取手形、棚卸資産、減価償却費の合計額。
(注) 3. 製造業利潤額は付加価値額より賃金、賞与、福利厚生費を控除した額。
(注) 4. 平成17-19年のミニバブル期の労働分配率の低下。平成20,21年には、リーマンショックを受けて、労働分配率が上昇する。
(注) 5. 利潤率の傾向的低下、そのその裏返しである、剰余価値率の上昇。

年分		給与所得者数(千人)	内1年勤続者数(千人)	内1年未満勤続者数(千人)	1年勤続者の給与総額(億円)	給与総額(億円)	1年勤続者の年間平均給与(千円)	1年勤続者の内男性の年間平均給与(千円)	1年勤続者の内女性の年間平均給与(千円)	全給与所得者の年間平均給与(千円)
昭和46年	1971	30,584	26,480	4,257	287,781		1,057			
昭和47年	1972	31,225	27,095	4,156	336,049		1,213			
昭和48年	1973	32,443	28,181	4,362	430,993		1,463			
昭和49年	1974	33,785	29,895	3,858	568,109		1,821			
昭和50年	1975	33,883	30,321	3,569	638,763		2,030			
昭和51年	1976	34,836	31,068	3,739	735,777		2,289			
昭和52年	1977	34,880	31,151	3,709	794,412		2,457			
昭和53年	1978	36,400	32,113	4,216	878,156		2,602	3,084	1,596	
昭和54年	1979	36,869	32,534	4,334	943,982		2,790	3,314	1,694	
昭和55年	1980	37,502	33,361	3,917	1,012,429		2,948	3,524	1,771	
昭和56年	1981	37,826	33,659	4,231	1,064,115		3,091	3,710	1,867	
昭和57年	1982	38,376	33,995	4,381	1,114,020		3,197	3,856	1,924	
昭和58年	1983	39,286	34,928	4,358	1,172,126		3,292	3,992	1,970	
昭和59年	1984	39,903	35,306	4,597	1,225,669		3,401	4,137	2,009	
昭和60年	1985	41,858	36,938	4,920	1,329,354		3,517	4,278	2,070	
昭和61年	1986	42,025	37,287	4,738	1,381,934		3,626	4,413	2,131	3,277
昭和62年	1987	42,652	37,670	4,982	1,432,436		3,718	4,521	2,190	3,359
昭和63年	1988	43,687	37,918	5,769	1,500,850		3,847	4,685	2,247	3,439
平成1年	1989	45,057	38,469	6,588	1,625,762		4,024	4,928	2,358	3,596
平成2年	1990	46,549	39,306	7,243	1,756,651		4,252	5,200	2,491	3,761
平成3年	1991	48,147	40,340	7,807	1,904,762		4,466	5,469	2,623	3,941
平成4年	1992	49,091	41,246	7,845	1,992,474		4,550	5,578	2,686	4,026
平成5年	1993	49,868	42,769	7,099	2,032,101		4,522	5,551	2,708	4,029
平成6年	1994	50,158	43,726	6,432	2,072,738		4,555	5,601	2,727	4,078
平成7年	1995	51,599	44,394	7,205	2,131,265		4,572	5,640	2,731	4,107
平成8年	1996	52,010	44,896	7,114	2,161,631		4,608	5,685	2,760	4,118
平成9年	1997	52,521	45,263	7,258	2,206,165		4,673	5,770	2,789	4,183
平成10年	1998	52,683	45,446	7,237	2,228,375		4,648	5,720	2,800	4,185
平成11年	1999	52,650	44,984	7,666	2,174,867		4,613	5,674	2,799	4,032
平成12年	2000	52,692	44,939	7,753	2,164,558		4,610	5,665	2,800	4,082
平成13年	2001	52,958	45,097	7,861	2,147,215		4,540	5,581	2,780	4,001
平成14年	2002	52,612	44,724	7,888	2,002,590	2,079,134	4,478	5,483	2,777	3,887
平成15年	2003	52,541	44,661	7,880	1,982,639	2,036,827	4,439	5,442	2,748	3,753
平成16年	2004	52,467	44,530	7,937	1,954,110	2,017,742	4,388	5,409	2,736	3,766
平成17年	2005	52,849	44,936	7,913	1,962,779	2,015,802	4,368	5,384	2,728	3,710
平成18年	2006	53,029	44,845	8,184	1,950,153	2,000,346	4,349	5,387	2,710	3,670
平成19年	2007	53,327	45,425	7,902	1,985,896	2,012,722	4,372	5,422	2,712	3,672
平成20年	2008	54,750	45,873	8,877	1,970,670	2,013,177	4,296	5,325	2,710	3,652
平成21年	2009	53,813	45,056	8,757	1,828,745	1,924,742	4,059	4,997	2,631	3,502
平成22年	2010	54,275	45,520	8,755	1,875,455	1,943,722	4,120	5,074	2,693	3,547
平成23年	2011	54,415	45,657	8,758	1,867,459	1,957,997	4,090	5,038	2,679	3,583
平成24年	2012	54,294	45,556	8,738	1,858,508	1,910,996	4,080	5,020	2,678	3,521
平成25年	2013	55,150	46,454	8,696	1,921,498	2,003,597	4,136	5,113	2,715	3,595
平成26年	2014	56,178	47,563	8,615	1,974,043	2,038,094	4,150	5,144	2,722	3,614
平成27年	2014				2,015,347		4,204			

表6 利益計上法人の法人税額、法人税負担率－平成26年度(2014年度)－

資本金階級	申告利益①	算出税額②	法人税額③	益金処分計④	(単位:百万円:%)	
					法人税表面負担率 ⑤(申告利益に占める法人税額の割合 [③/①×100])、%	法人税実質負担率(益金 処分合計額に占める法 人税額の割合⑥[③/④ ×100])、%
資本金100万円以下	590,736	122,372	115,208	636,575	19.50	18.1
資本金100万円超	78,156	15,657	15,084	85,335	19.30	17.68
資本金200万円超	1,891,705	377,436	363,019	2,132,775	19.19	17.02
資本金500万円超	3,697,602	831,894	785,651	4,050,320	21.25	19.40
資本金1000万円超	1,690,599	395,348	371,273	1,800,999	21.96	20.61
資本金2000万円超	3,712,688	903,539	841,837	3,931,625	22.67	21.41
資本金5000万円超	3,558,451	891,712	814,238	3,942,077	22.88	20.66
資本金1億円超	3,698,570	943,050	894,063	4,124,920	24.17	21.67
資本金5億円超	1,388,010	353,935	327,147	1,634,293	23.57	20.02
資本金10億円超	3,985,463	1,016,228	879,498	4,800,793	22.07	18.32
資本金50億円超	2,594,042	661,478	562,303	3,167,243	21.68	17.75
資本金100億円超	16,352,976	4,169,975	2,973,969	22,294,068	18.19	13.34
連結法人	10,692,058	2,726,218	1,266,286	19,394,491	11.84	6.53
計	53,951,056	13,408,841	10,209,577	71,995,514	18.92	14.18
※単純集計値	53,931,056	13,408,842	10,209,576	71,995,514		

(資料出所) 国税庁企画課『平成25年度会社標準調査 税務統計から見た法人企業の実態』、2016年3月、28,94ページ。

注1:法人税額に復興特別法人税及び地方法人税を含まない。

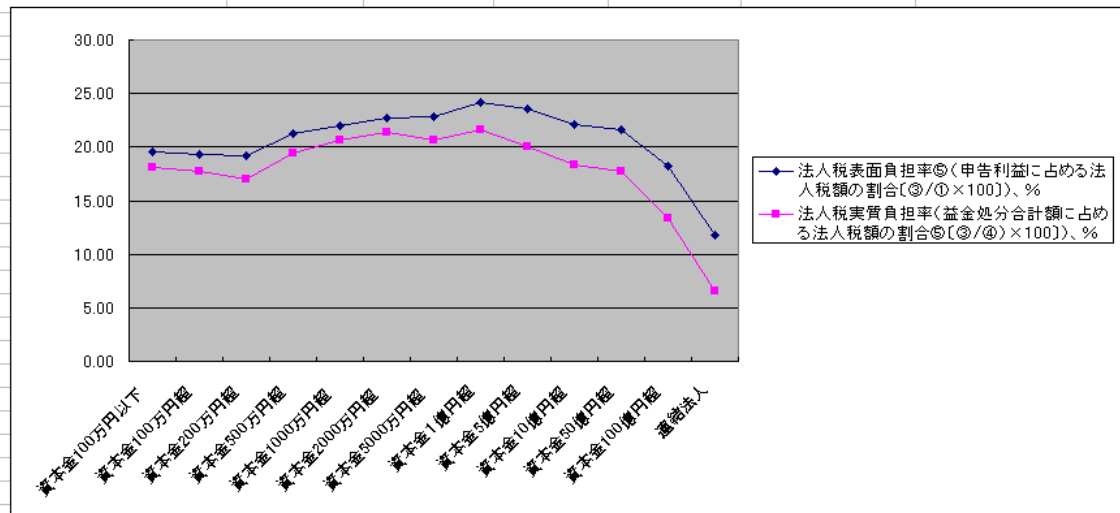


表8 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額の益金処分合計額に占める割合 平成26年度(2014年度)
(単位:百万円、%)

資本金階級	支払配当	法人税額	地方法人税	復興特別法人税	その他の社外流出	社内留保正	社内留保負	計	外国子会社配当等益金不算入額	外国子会社配当益金不算入額に益金処分合計額に占める割合(%)
100万円以下	72,735	115,208	55	6,642	70,756	614,831	-509,213	371,014	359	0.1
100万円超	883	15,084	4	960	9,459	88,251	-85,176	29,466	8	0.03
200万円超	33,437	363,054	18	28,526	240,701	2,561,770	-1,637,452	1,590,054	341	0.02
500万円超	250,432	785,704	42	58,915	432,965	3,995,986	-2,194,356	3,329,688	4,283	0.13
1000万円超	91,770	371,287	7	26,287	213,705	1,575,425	-668,746	1,609,734	10,416	0.65
2000万円超	293,674	841,860	32	53,416	455,769	3,152,527	-1,289,888	3,507,391	17,845	0.51
5000万円超	466,294	814,289	127	46,115	480,974	2,963,801	-961,866	3,809,735	47,327	1.24
1億円超	778,372	894,098	135	36,151	465,018	2,250,372	-705,387	3,718,758	82,526	2.22
5億円超	450,172	327,147	4	14,343	196,820	771,359	-169,292	1,590,553	34,035	2.14
10億円超	1,298,183	879,498	226	33,331	629,372	2,507,981	-1,033,095	4,316,496	230,878	5.35
50億円超	702,630	562,303	85	12,256	360,694	1,837,733	-378,946	3,096,755	166,607	5.38
100億円超	7,495,240	2,973,969	65	41,764	3,479,747	11,123,624	-2,234,789	22,879,620	1,206,392	5.27
連結法人	7,307,898	1,266,286	72	13,452	1,193,564	11,617,214	-1,745,940	19,652,546	4,077,152	20.75
合計	19,242,720	10,209,788	871	372,159	8,229,543	45,060,874	-13,614,146	69,501,810	5,878,169	8.46
(資料出所) 国税庁長官官房企画課編『平成26年度会社標本調査－調査結果報告－ 税務統計から見た法人企業の実態』、2016年3月、94ページ。										
(注1) 利益計上法人と欠損法人の合計										

表9 所得階級別申告所得者の所得税負担率の推移 (単位:%)

合計所得階級	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年
70万円以下	0.86	0.66	0.62	0.66	0.43	0.56	1.20	0.34
100万円以下	1.70	1.64	1.69	1.58	1.58	1.58	1.56	1.58
150万円以下	1.96	1.92	1.93	1.82	1.94	1.94	1.97	1.96
200万円以下	2.31	2.24	2.24	2.24	2.34	2.30	2.35	2.29
250万円以下	2.71	2.59	2.43	2.47	2.63	2.69	2.71	2.81
300万円以下	3.00	2.83	2.70	2.76	2.91	3.00	3.04	3.11
400万円以下	3.55	3.47	3.34	3.40	3.63	3.69	3.67	3.70
500万円以下	4.78	4.58	4.45	4.48	4.84	4.80	4.78	4.81
600万円以下	6.35	6.19	5.95	5.97	6.49	6.34	6.29	6.34
700万円以下	7.73	7.61	7.49	7.44	7.99	7.83	7.77	7.83
800万円以下	8.93	8.84	8.83	8.88	9.34	9.19	9.04	9.13
1000万円以下	10.62	10.63	10.45	10.50	11.04	10.84	10.55	10.69
1200万円以下	12.60	12.92	12.75	12.62	13.14	12.92	12.61	12.71
1500万円以下	15.26	15.54	15.60	15.48	15.77	15.54	15.03	15.29
2000万円以下	18.36	18.42	18.66	18.57	18.95	18.77	17.98	18.38
3000万円以下	21.66	22.42	22.71	22.50	23.52	22.72	21.80	22.34
5000万円以下	25.41	26.40	27.10	26.61	26.70	26.90	25.21	26.41
1億円以下	26.67	28.33	29.34	28.88	28.68	28.43	26.97	28.10
2億円以下	25.49	27.45	29.04	28.20	27.83	27.41	25.66	26.81
5億円以下	23.82	24.91	27.67	26.56	26.17	25.28	22.84	24.67
10億円以下	22.16	22.87	24.25	24.00	22.86	22.07	18.81	22.54
20億円以下	19.46	22.34	23.91	22.84	23.17	23.17	17.29	21.85
50億円以下	17.19	15.79	27.28	16.74	17.56	16.21	12.92	18.54
100億円以下	15.25	13.45	25.05	16.60	16.16	18.85	12.91	18.13
100億円以上	14.39	18.83	12.71	16.41	22.98	14.61	10.85	16.61
合計	13.22	13.16	12.83	12.83	13.79	13.77	13.64	14.20

(出所) 国税庁『申告所得税標本調査』各年版。

(注1) 所得税負担率は算出税額から控除税額を控除した差引税額の合計所得に占める割合。

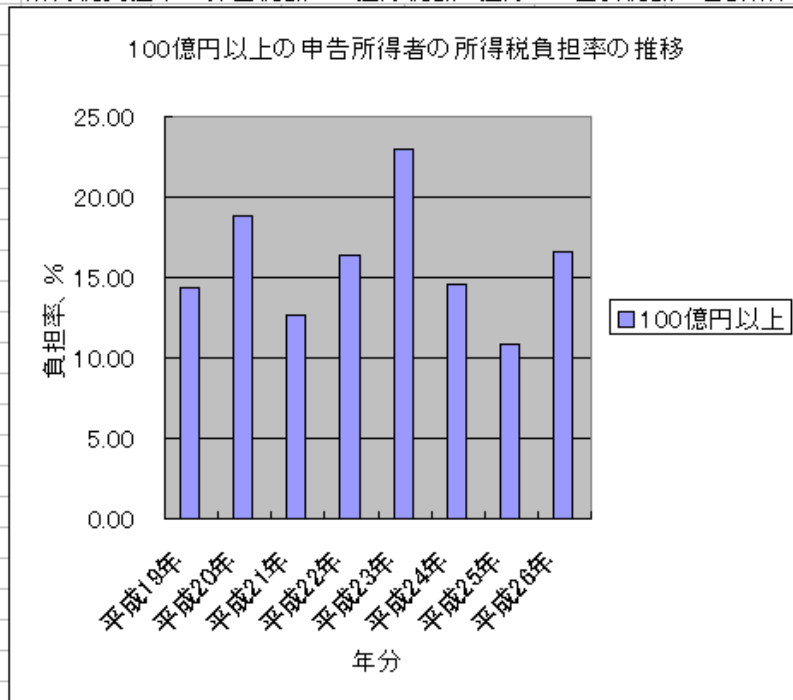


表 10 年間収入五位数階級別年間間接税負担額と負担率（二人以上の世帯の内勤労働者世帯）-2013年（平成25年）-

酒税	ビール		清酒		焼酎		酒類		たばこ		消費税		合計	
	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税
収入分位	3,644	381	3,644	381	3,644	381	3,644	381	3,644	381	3,644	381	3,644	381
I	5,618	1,815	5,618	1,815	5,618	1,815	5,618	1,815	5,618	1,815	5,618	1,815	5,618	1,815
II	6,890	2,199	6,890	2,199	6,890	2,199	6,890	2,199	6,890	2,199	6,890	2,199	6,890	2,199
III	8,150	2,582	8,150	2,582	8,150	2,582	8,150	2,582	8,150	2,582	8,150	2,582	8,150	2,582
IV	9,410	2,965	9,410	2,965	9,410	2,965	9,410	2,965	9,410	2,965	9,410	2,965	9,410	2,965
V	10,670	3,348	10,670	3,348	10,670	3,348	10,670	3,348	10,670	3,348	10,670	3,348	10,670	3,348
合計	44,882	14,791	44,882	14,791	44,882	14,791	44,882	14,791	44,882	14,791	44,882	14,791	44,882	14,791

注1：購入ウイスキーの消費税を考慮しない。
 注2：酒類に課税される酒のみの一桁表示とし、地方交付金に振り込まれる酒税は、ウイスキーは40歳を超えた。
 注3：焼酎、酒類に課税される酒のみの一桁表示とし、地方交付金に振り込まれる酒税は、ウイスキーは40歳を超えた。
 注4：酒類に課税される酒のみの一桁表示とし、地方交付金に振り込まれる酒税は、ウイスキーは40歳を超えた。
 注5：酒類に課税される酒のみの一桁表示とし、地方交付金に振り込まれる酒税は、ウイスキーは40歳を超えた。
http://www.stat.go.jp/data/hoken/2013/2013_wscw_index.htm

表 11 年間収入五位数階級別年間間接税負担額と負担率（二人以上の世帯の内勤労働者世帯）-2014年（平成26年）-

酒税	ビール		清酒		焼酎		酒類		たばこ		消費税		合計	
	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税	消費税	酒税
収入分位	3,700	398	3,700	398	3,700	398	3,700	398	3,700	398	3,700	398	3,700	398
I	5,674	1,850	5,674	1,850	5,674	1,850	5,674	1,850	5,674	1,850	5,674	1,850	5,674	1,850
II	6,946	2,233	6,946	2,233	6,946	2,233	6,946	2,233	6,946	2,233	6,946	2,233	6,946	2,233
III	8,206	2,617	8,206	2,617	8,206	2,617	8,206	2,617	8,206	2,617	8,206	2,617	8,206	2,617
IV	9,466	2,999	9,466	2,999	9,466	2,999	9,466	2,999	9,466	2,999	9,466	2,999	9,466	2,999
V	10,726	3,382	10,726	3,382	10,726	3,382	10,726	3,382	10,726	3,382	10,726	3,382	10,726	3,382
合計	45,564	15,169	45,564	15,169	45,564	15,169	45,564	15,169	45,564	15,169	45,564	15,169	45,564	15,169

注1：購入ウイスキーの消費税を考慮しない。
 注2：酒類に課税される酒のみの一桁表示とし、地方交付金に振り込まれる酒税は、ウイスキーは40歳を超えた。
 注3：焼酎、酒類に課税される酒のみの一桁表示とし、地方交付金に振り込まれる酒税は、ウイスキーは40歳を超えた。
 注4：酒類に課税される酒のみの一桁表示とし、地方交付金に振り込まれる酒税は、ウイスキーは40歳を超えた。
 注5：酒類に課税される酒のみの一桁表示とし、地方交付金に振り込まれる酒税は、ウイスキーは40歳を超えた。
http://www.stat.go.jp/data/hoken/2014/2014_wscw_index.htm

表12 社会保障の再分配係数 (社会保障の機能不全から、社会保障の社会保険料包摂へ)				
年分		社会保障給 付前の実収 入のジニ係数 ①	社会保障給付及 び社会保障費調 整後の収入のジ ニ係数②	社会保障の再分 配係数③((①- ②)/③×100)
				%
2000年	平成12年	0.1949	0.1951	-0.10
2001年	平成13年	0.1981	0.1981	0.02
2002年	平成14年	0.2054	0.2057	-0.16
2003年	平成15年	0.1981	0.1981	-0.01
2004年	平成16年	0.1986	0.1974	0.59
2005年	平成17年	0.2060	0.2047	0.62
2006年	平成18年	0.2084	0.2063	1.02
2007年	平成19年	0.2019	0.2003	0.79
2008年	平成20年	0.2020	0.2004	0.76
2009年	平成21年	0.2039	0.2023	0.79
2010年	平成22年	0.2014	0.1999	0.73
2011年	平成23年	0.2007	0.1983	1.18
2012年	平成24年	0.1938	0.1908	1.53
2013年	平成25年	0.1966	0.1943	1.17
2014年	平成26年	0.1962	0.1935	1.35
2015年	平成27年	0.1975	0.1949	1.31
(出所) 総務省統計局『家計調査年報(家計収支編)』各年版、 第2-7表 年間収入五分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出。 http://www.stat.go.jp/data/kakei/ 2016年11月6日閲覧				
同上表参考1 2001年(平成13年)の実収入、社会保障給付、社会保障費用				
社会保障 給付前の 実収入 円	社会保障給 付 円	社会保障費 円	社会保障給付-社 会保障費 円	社会保障調整後金 額 円
286,643	23,043	26,036	-2,993	283,650
396,257	21,246	36,990	-15,744	380,513
486,547	21,911	44,996	-23,085	463,462
623,913	15,395	58,270	-42,875	581,038
860,636	20,201	74,867	-54,666	805,970
530,799	20,359	48,232	-27,873	502,927
ジニ係数	当初所得(実収入-社会保障給付)			0.1981
	社会保障調整後			0.1981
	社会保障の再分配係数			0.02 %
(出所) 総務省統計局『家計調査年報(家計収支編)』各年版、 第2-7表 年間収入五分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出。 http://www.stat.go.jp/data/kakei/ 2016年11月6日閲覧				
同上表参考2 2015年(平成27年)の実収入、社会保障給付、社会保障費用				
社会保障 給付前の 実収入 円	社会保障給 付 円	社会保障費 円	社会保障給付-社 会保障費 円	社会保障調整後金 額 円
262,509	32,378	27,960	4,418	266,927
366,006	32,007	41,171	-9,164	356,842
464,073	26,726	52,713	-25,987	438,086
581,873	21,725	67,261	-45,536	536,337
822,573	18,473	92,012	-73,539	749,034
499,407	26,262	56,223	-29,962	469,445
ジニ係数	当初所得(実収入-社会保障給付)			0.1975
	社会保障調整後			0.1949
	社会保障の再分配係数			1.31 %
(出所) 総務省統計局『家計調査年報(家計収支編)』各年版、 第2-7表 年間収入五分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出。 http://www.stat.go.jp/data/kakei/ 2016年11月6日閲覧				

表13 収入五分位階級別勤労者世帯の税負担率の推移

月間収入五分位階級	(単位:円、%)					合計
	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位	
1980年(昭和55年)	4.55	5.54	6.74	8.27	11.37	8.08
1989年(平成2年)	7.08	8.18	9.70	9.15	11.83	11.15
1994年(平成7年)	6.90	7.91	8.85	10.52	13.19	10.23
2001年(平成13年)	7.57	8.17	9.26	10.44	12.95	10.36
2009年(平成21年)	8.35	9.21	10.15	11.35	14.08	11.37
2014年(平成26年)	10.4	11.00	11.85	12.81	15.30	12.88

(出所) 総務省統計局『家計調査年報(家計収支編)』各年版、
第2-7表 年間収入五分位階級別世帯当たり1か月間の収入と支出。
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2014np/> 2016年11月6日閲覧。
(注1) 二人以上の世帯。全国勤労者世帯。
(注2) 直接税、間接税の合計。間接税の消費への完全転嫁を仮定。

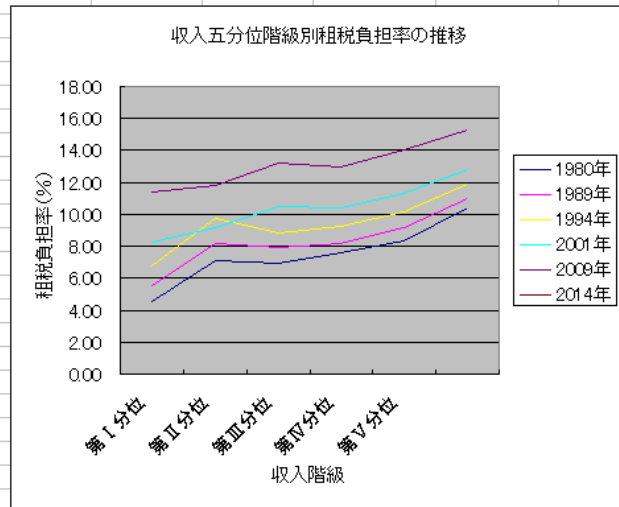


表14 収入五分位階級別勤労者世帯の税・社会保障費負担率の推移

月間収入五分位階級	(単位:%)					合計
	第Ⅰ分位	第Ⅱ分位	第Ⅲ分位	第Ⅳ分位	第Ⅴ分位	
1980年(昭和55年)	14.58	15.76	16.78	18.40	20.58	17.93
1989年(平成2年)	14.02	15.30	16.79	16.16	18.30	18.01
1994年(平成7年)	14.58	15.76	16.78	18.40	20.58	17.93
2001年(平成13年)	15.98	17.03	18.11	19.55	21.45	19.11
2009年(平成21年)	17.04	18.41	19.94	21.04	23.74	20.88
2014年(平成26年)	19.79	21.00	22.45	23.89	26.03	23.40

(出所) 総務省統計局『家計調査年報(家計収支編)』各年版、
第2-7表 年間収入五分位階級別世帯当たり1か月間の収入と支出。
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2014np/> 2016年11月6日閲覧。
(注1) 二人以上の世帯。全国勤労者世帯。
(注2) 直接税、間接税、並びに社会保障費の合計。間接税の消費への完全転嫁を仮定。

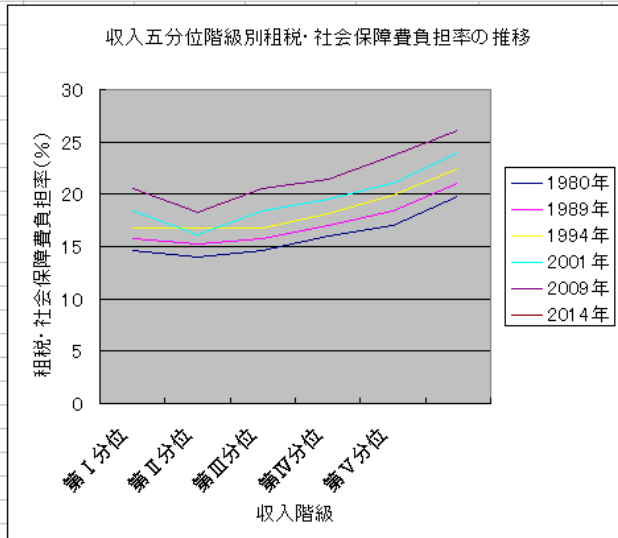


表15 主要税収の推移

		(単位: 億円)													
年分		国税					地方税			国債			政府債務 高(国債、政 府短期証 券、借入金 を含む)	国民所得	平均給与 (1年動 続者。単 位:千 円)
		固定資産税 等	所得税	法人税	法人特別 税	相続税	地価税	消費税	国債 収入計	経費計	差引	収支 累計			
1975	昭和50年	14,900	54,823	41,279	1,374	3,104		145,043	208,609	-63,566			227,852	1,239,907	2,030
1976	昭和51年	17,272	62,125	47,920	289	3,175		168,020	244,676	-76,656			326,780	1,440,795	2,289
1977	昭和52年	19,773	65,784	55,622	21	3,517		184,341	290,598	-106,257			460,979	1,526,902	2,457
1978	昭和53年	21,735	77,530	79,128	3	4,226		232,239	340,960	-108,721			623,399	1,668,549	2,602
1979	昭和54年	24,324	92,720	73,859	1	4,246		249,566	387,898	-138,332			775,540	1,787,125	2,790
1980	昭和55年	26,841	107,996	89,227	0	4,405		283,888	434,050	-150,362			950,119	1,940,362	2,948
1981	昭和56年	28,747	119,804	88,225	0	5,521		304,551	469,212	-164,661			1,068,321	2,031,780	3,081
1982	昭和57年	32,047	128,455	81,346	0	6,645		320,031	472,451	-152,420			1,213,391	2,115,504	3,197
1983	昭和58年	35,440	136,429	98,245		7,861		341,621	506,353	-164,732			1,372,440	2,281,188	3,292
1984	昭和59年	38,058	140,638	113,402		8,773		367,748	514,806	-147,058			1,501,395	2,398,107	3,401
1985	昭和60年	41,747	154,350	120,207		10,613		391,502	530,045	-138,543			1,635,713	2,543,949	3,517
1986	昭和61年	46,505	168,267	130,911		13,966		428,510	536,404	-107,894			1,846,892	2,644,507	3,626
1987	昭和62年	49,149	174,371	158,108		17,791		478,068	577,311	-99,243			1,986,124	2,817,375	3,718
1988	昭和63年	52,141	179,538	184,381		18,309		521,938	614,711	-92,773			2,062,056	2,995,894	3,847
1989	平成元年	56,434	213,815	189,933		20,178		571,361	658,589	-87,228			2,080,334	3,202,186	4,024
1990	平成2年	59,746	259,955	183,836		19,180		46,227	627,798	-64,889			2,166,741	3,457,391	4,252
1991	平成3年	65,144	267,493	165,951		25,830	3799	49,763	632,110	-73,362	-1,836,697	2,245,910	3,630,542	4,466	
1992	平成4年	71,221	232,314	137,136	3,184	27,462	5201	52,409	573,964	704,974	-131,010	2,393,509	3,690,881	4,550	
1993	平成5年	75,217	236,865	121,379	2,861	29,377	6053	55,865	571,142	751,025	-179,883	2,678,787	3,725,644	4,522	
1994	平成6年	79,177	204,175	123,631	178	26,699	4,870	56,315	540,007	736,136	-196,129	2,917,208	3,730,545	4,555	
1995	平成7年	83,627	195,151	137,354	44	26,903	4,063	57,901	549,830	759,385	-209,755	3,263,526	3,788,057	4,572	
1996	平成8年	87,421	189,649	144,833	20	24,199	1,772	60,568	552,261	788,479	-236,218	3,551,685	3,866,361	4,608	
1997	平成9年	87,525	191,827	134,754	10	24,129	1,601	93,047	556,007	784,703	-228,696	3,881,460	3,916,579	4,673	
1998	平成10年	90,197	169,961	114,232	7	19,156	39	100,744	511,977	843,918	-331,941	4,375,545	3,820,384	4,648	
1999	平成11年	92,437	154,468	107,951	2	18,853	17	104,471	492,139	890,374	-398,235	4,893,698	3,829,620	4,613	
2000	平成12年	89,551	187,889	117,472	1	17,822	9	98,221	527,209	893,210	-366,001	5,355,870	3,783,922	4,610	
2001	平成13年	90,651	178,065	102,578	-3	16,745	8	97,671	499,684	848,111	-348,427	6,073,121	3,675,604	4,540	
2002	平成14年	90,685	148,122	95,234		14,529	5	98,115	458,442	836,743	-378,301	6,687,605	3,613,927	4,478	
2003	平成15年	86,786	139,146	101,152		14,425	3	97,148	453,894	824,160	-370,466	7,031,478	3,580,792	4,439	
2004	平成16年	87,078	146,705	114,437		14,465	2	99,743	481,029	848,968	-367,939	7,815,517	3,629,099	4,388	
2005	平成17年	87,547	155,859	132,736		15,657	0	105,834	522,905	855,196	-332,291	8,274,805	3,741,251	4,368	
2006	平成18年	84,651	140,541	149,179		15,186	0	104,633	541,169	814,455	-273,286	8,944,017	3,781,903	4,349	
2007	平成19年	86,245	160,800	147,444		15,026	0	102,719	526,558	818,426	-291,868	8,461,396	3,812,392	4,372	
2008	平成20年	87,814	149,851	100,106		14,549	1	99,689	458,309	846,974	-388,665	8,464,970	3,550,380	4,296	
2009	平成21年	87,789	129,139	63,564		13,498	0	98,075	402,433	1,009,734	-607,301	8,829,235	3,443,848	4,059	
2010	平成22年	88,650	129,844	89,677		12,504	1	100,333	437,074	953,123	-516,049	9,243,596	3,527,028	4,120	
2011	平成23年	88,692	134,762	93,514		14,744	1	101,946	451,754	1,007,154	-555,400	-6,707,861	9,599,503	3,495,971	4,090
2012	平成24年	84,890	139,925	97,583		15,039		103,504	470,492	970,872	-500,380	9,916,011	3,511,744	4,090	
2013	平成25年	85,624	155,308	104,937		15,743		108,293	512,274	1,001,889	-489,615	10,249,568	3,591,151	4,136	
2014	平成26年	86,752	167,902	110,316		18,829		160,290	578,492	988,135	-409,643	10,533,572	3,644,441	4,150	
2015	平成27年	86,172	175,900	117,410		17,610		171,120	601,872	996,633	-394,761		3,742,000	4,204	

(出所)

1975～1982年度の所得税、法人税、会社臨時特別税、相続税については、大蔵省主計局調査課編『財政統計昭和63年度』大蔵省印刷局、1988年、316～327頁。
 1983～1991年度の所得税、法人税、相続税、地価税、消費税については、大蔵省主計局調査課編『財政統計平成5年度』大蔵省印刷局、1994年、326～327頁。
 1992～2001年度の所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、消費税については、財務省主計局調査課編『財政統計平成14年度』財務省印刷局、2002年、360～361頁。
 2002～2005年度の所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、消費税については、財務省主計局調査課編『財政統計平成14年度』財務省印刷局、2006年、382～383頁。
 1975～2015年度の固定資産税については、財務省総合政策研究所編『財政金融統計月報』第735号、「50. 地方税収入の構成の累年比較」より抜粋。
 2006～2011年度の所得税、法人税、法人臨時特別税、相続税、地価税、消費税については、財務省総合政策研究所編『財政金融統計月報』第735号、「3. 国債の税目別収入の累年比較」より抜粋。
 1975～2002年度の収支合計及び経費合計については、財務省主計局調査課編『平成16年度財政統計』国立印刷局、2004年、395頁。
 2003～2015年度の収支合計については、財務省総合政策研究所「3. 国債の税目別収入の累年比較」
 (財務省総合政策研究所『財政金融統計月報 租税特集』各年版)より抜粋。
http://www.mof.go.jp/ri/publication/zaikin_geppe/hyou03.htm (2014年9月9日閲覧)
 2003～2015年度の経費合計については、財務省総合政策研究所『財政金融統計月報』各年版。
 1975～2002年度の政府債務残高については、財務省主計局調査課編『平成16年度財政統計』財務省印刷局、2004年、395頁。
 2003～2014年度の政府債務残高については、財務省理財局編『国債統計年報(平成26年)』財務省印刷局、総括統計4頁。
<http://www.stat.go.jp/data/chouki/05.htm> 2016年11月18日閲覧。
 2015年については、計画値又は補正後予算の数値である。
 国民所得は、財務省『財政金融統計月報』各年版の数値を任意に抽出。数値は後から改訂されているので、参照年分とは若干の誤差がある。
 平均給与は、国税庁長官官庁企画課「民間給与実態統計調査結果」(1年を通じて勤務した男女の平均給与)による。
 平成26年分(2014年)では、男5,144千円、女2,722千円。平成9年(1997年)では男5,744千円、女2,789千円。
 2014年度の国債残高は88兆1485億円である(『国債統計年報(平成26年度)』、総括表4頁)。